

第3次
君津市環境基本計画
(最終案)

令和6年3月
君津市

※「はじめに」(市長あいさつ) を挿入予定

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象範囲	3
4 計画の期間	3
第2章 環境の現状と課題	4
1 環境を取り巻く社会動向	4
2 君津市の環境の現状と課題	11
第3章 めざす環境像と計画の基本方針	21
1 めざす環境像	21
2 計画の基本方針	21
第4章 施策の展開	22
1 施策体系	22
2 具体的な取組項目・進行管理指標	24
第5章 計画の推進体制と進行管理	51
1 計画の推進体制	51
2 計画の進行管理	53
資料編	
1 市民・事業者の意識	56
2 策定の過程	80
3 君津市環境審議会 委員名簿	82
4 君津市環境審議会 諮問書・答申書	83
5 君津市環境保全条例（抜粋）	85

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

君津市（以下「本市」という。）は、市域のおよそ3分の2を森林が占め、貴重な動植物が生息・生育する房総半島を代表する自然の宝庫であるとともに、県下有数の清冽な水質を保つ小糸川や小櫃川、掘り抜き井戸から湧き出す地下水など、豊かな水資源を有しています。次世代へ継承すべき財産としてこれらの自然環境を守っていくことはもとより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活環境を確保していく上においても、環境施策は非常に重要な役割を果たすものです。

本市では、平成15（2003）年に「君津市環境保全条例」を制定し、環境の保全についての基本理念を定めました。そして、同条例に基づいて、平成17（2005）年に「君津市環境基本計画」（第1次）、平成27（2015）年に「第2次君津市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、持続可能な開発目標（SDGs）のもと、環境・社会・経済における様々な課題の同時解決や地球温暖化の進行抑制に向けた脱炭素化に関し、世界的な共通認識の確立が進んでおり、環境問題を取り巻く情勢は大きく移り変わっています。

本市においては、令和3（2021）年9月に「環境グリーン都市宣言」を行い、市民・事業者・市が「オール君津」で令和32（2050）年までにカーボンニュートラルを達成しつつ、環境と経済が調和した環境グリーン都市を目指すこととしました。また、令和4（2022）年度から開始した新しい「君津市総合計画」では、SDGsの視点をもとに、将来ビジョンを実現するための施策の柱の1つとして「経済と環境が調和したまち」を掲げ、生活環境・自然環境の保全と併せ、循環型社会・脱炭素社会の形成に向けて取り組むことを示しました。

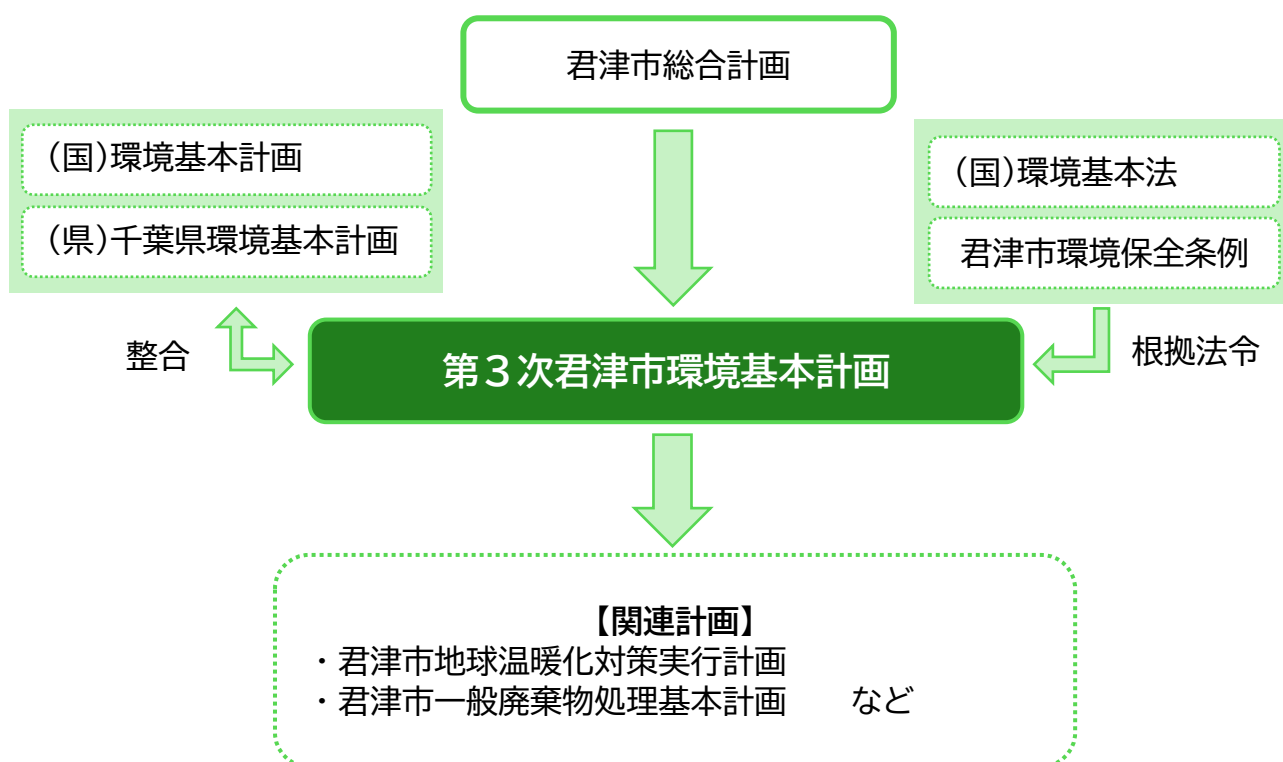
これらを踏まえて、豊かな自然と水に恵まれた本市の環境を保全し、将来に引き継ぐ環境づくりを地域全体で着実に推進していくため、「第2次君津市環境基本計画」の計画期間終了を1年前倒しし、「第3次君津市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、環境基本法第7条及び君津市環境保全条例第8条に基づき、市の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

また、本計画は市の環境政策におけるマスタープランであり、「君津市総合計画」に即し、各種関連計画等と整合するものとします。

図1-1 計画の位置づけ



3 計画の対象範囲

本計画においては、「地球環境（脱炭素社会）」、「生活環境」、「循環型社会」、「自然環境」、「環境教育・協働連携」を対象とします。

計画の対象区域は本市全域ですが、市域を越えた取組が必要となる場合には、関連する市町村のほか、県や国と連携していきます。

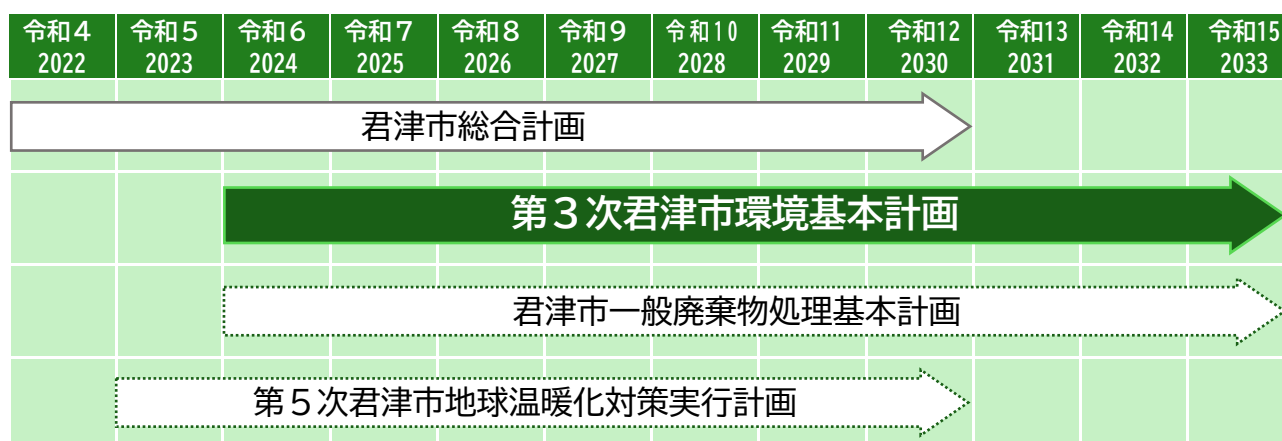
表1-1 本計画が対象とする環境の範囲

分野	対象
地球環境 (脱炭素社会)	地球温暖化対策、気候変動適応、省エネルギー、再生可能エネルギーなど
生活環境	大気質、水質、騒音、振動、悪臭、残土埋立て、不法投棄対策、美化活動、有害鳥獣対策など
循環型社会	ごみの減量、再資源化、適正処理など
自然環境	山林、農地、生物多様性、自然保護など
環境教育・協働連携	学校教育、社会教育、各種情報発信など

4 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えて当面の目標を設定することから、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。

ただし、計画の期間内においても、計画の進捗状況、社会経済情勢、市の環境の変化、総合計画をはじめとする関連計画の見直しなどがあった場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



第2章 環境の現状と課題

1 環境を取り巻く社会動向

1 持続可能な開発目標（SDGs）と環境施策

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、国際目標「SDGs（エスディーゼーズ）」が掲げられました。SDGsは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、17の目標と169のターゲットから構成されています。SDGsの達成には、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、目指すべき未来を考えて現在すべきことを考えるという「バックカスティング」の考え方が重要とされています。さらに、あらゆる主体が参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が掲げられています。

図2-1 「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標



出典：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

● SDGsウェディングケーキモデル

SDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」を頂点として、その下を「経済圏」「社会圏」「生物圏」の3層に分類し、各目標の相互の関係性を示したモデルです。

このモデルでは、人々が生活するために必要な自然の環境（生物圏）がまず支えにあり、その上に社会や経済が成り立つことや、SDGsの達成にはグローバルなパートナーシップが必要であることが示されています。

出典：Stockholm Resilience Centre



表2-1 SDGsの目標と意味

アイコン	目標	意味
1 	貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
2 	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6 	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
9 	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10 	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国家間の不平等を是正する
11 	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 	つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13 	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 	陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※包摂的：誰一人取り残さず、すべての人が社会に参画している状態。

出典：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

国の「第五次環境基本計画（平成30（2018）年4月閣議決定）」では、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を図るべく、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定するとともに、「地域循環共生圏（自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方）」の創造を目指すとしています。

図2-2 第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

本市においては、令和4（2022）年3月に、SDGsの視点を踏まえて「君津市総合計画」を策定し、将来像「ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ」の実現に向けて5つの柱と施策を示しています。柱1「経済と環境が調和したまち」の環境共生区分においては、将来に引き継ぐ環境づくりを地域全体で進めるため、環境保全や循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しています。

2 地球環境（脱炭素社会）

平成27（2015）年、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて、「京都議定書」以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。協定では、温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要とされています。

● パリ協定の概要

- ・世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持する。1.5℃以下に抑える努力を追求する。
- ・今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成する。
- ・主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する。
- ・各締約国は、気候変動に関する適応策を立案し行動の実施に取り組む。
- ・全ての国が参加し、各国は義務として目標を達成するための国内対策を実施する。

など

第2章 環境の現状と課題

また、令和3（2021）年に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、合意文書で「産業革命前からの気温上昇を1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記され、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である令和12（2030）年に向けて、野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。

国は、「パリ協定」における目標等を踏まえ、令和2（2020）年10月に、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。この「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として位置づけた「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」の一部改正が令和3（2021）年6月に公布され、「温対法」に基づく「地球温暖化対策計画」が令和3（2021）年10月に閣議決定されました。「地球温暖化対策計画」では、長期的には令和32（2050）年までにカーボンニュートラルの実現、中期的には令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことが示されました。

●温対法の主な改正内容

- ・ パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
- ・ 地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度の創設
- ・ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進

表2-2 地球温暖化対策計画の概要

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：地球温暖化対策計画の概要（環境省）

第2章 環境の現状と課題

気候変動適応に関しては、平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法」に基づき、令和3（2021）年10月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、各分野における適応策が示されました。なお、令和5（2023）年5月には、熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更が行われました。

本市においても、国内外の脱炭素に向けた動向等を踏まえ、令和3（2021）年9月に「環境グリーン都市宣言」を行い、市民・事業者・市が「オール君津」で取組を行い、令和32（2050）年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を実質ゼロにしつつ、環境と経済が調和した持続可能な「環境グリーン都市」を目指すことを宣言しました。

また、令和5（2023）年8月に策定した「第5次君津市地球温暖化対策実行計画」では、令和12（2030）年度までに、鉄鋼関連企業を除く市内全域の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で46%削減（※鉄鋼関連企業は30%削減）するとともに、市の事務・事業に係る温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で70%削減することを目指しています。

図2-3 環境グリーン都市宣言（左図）と環境大臣からのメッセージ（右図）



また、近年、デジタル技術を活用して人々の生活をより良い方向に変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）の動きが活発になっています。DXは環境分野にも関係しており、デジタル化による紙の使用削減、テレワークや行政手続きのオンライン化による移動に伴う温室効果ガス排出量の削減、QRコード等を利用した環境情報の発信、オンライン配信を活用した環境学習の推進等、全国で様々な取組が進められています。

本市においては、令和4（2022）年3月に、「君津市総合計画」を行政のデジタル化の側面から推進するため、「君津市DX推進計画」を策定し、各種方策を示しています。

3 循環型社会

国は、平成30（2018）年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づき「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

プラスチック資源循環に関しては、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置事項が示されました。

また、近年、本来食べられる食品を捨ててしまう「食品ロス」が注目されています。令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、令和2（2020）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。都道府県や市町村は、この方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市では、令和6（2024）年3月に、「食品ロス削減推進計画」を包含した新たな「君津市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

4 自然環境

森林保全に関しては、平成29（2017）年4月に、森林減少及び森林劣化を抑止するための活動に対する枠組「国連森林戦略計画2017-2030」が採択され、令和12（2030）年までに達成すべき6つの世界森林目標が掲げられました。この目標は、パリ協定やSDGs等の達成に貢献するものとされています。

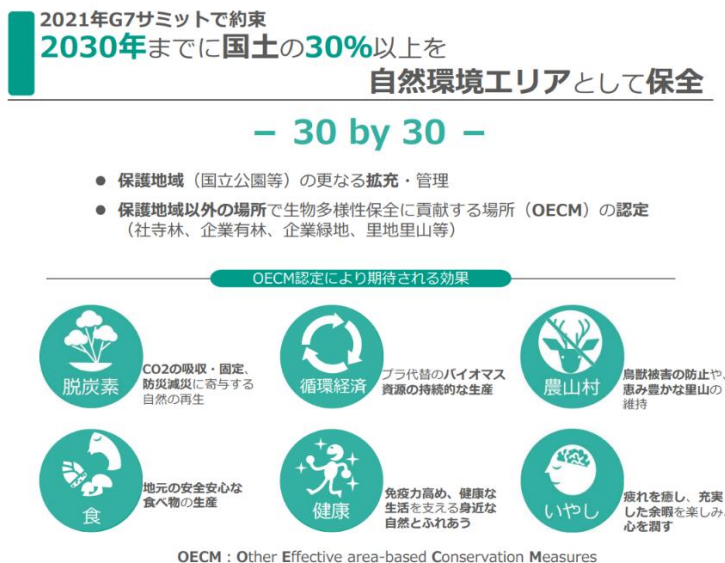
水環境に関しては、令和4（2022）年6月に、海洋の生物多様性の保護と環境の水準の維持、汚染への対処を柱とした「G7オーシャンディール」が採択されました。令和5（2023）年3月には、SDGs目標6（安全な水とトイレを世界中に）の達成等に向けた国連水会議が開催され、「水行動アジェンダ」が採択されました。この会議では、「淡水チャレンジ」が成立し、「2030年までに30万kmの河川と350万km²の水環境を回復する」といった目標等が設定されました。

生物多様性に関しては、令和4（2022）年12月に、世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。枠組の「2030年ターゲット」には、陸と海のそれぞれ少なくとも30%の地域を保護地域等として保全するという目標が含まれており、これを「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」といいます。

国は、令和5（2023）年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」の中で、「30by30目標」の達成を指標とした取組を強化するとしており、令和5（2023）年4月からは、企業の森や社寺林等の、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度を開始しています。

本市では、令和5（2023）年10月に行われた初めての環境大臣認定において、市内の事業場1か所（馬登地先）が「自然共生サイト」に認定されました。

図2-4 「30by30」の基本コンセプト



出典：30by30基本コンセプト（環境省ウェブサイト）
（<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/index.html#about30by30>）

5 環境教育

持続可能な社会の実現を目指して行う学習・教育活動を「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」といいます。令和元（2019）年12月に採択された国際的な実施枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」は、ESDの強化とSDGsの17の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指すものです。

「ESD for 2030」等を踏まえ、国では令和3（2021）年5月に「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画」（第2期ESD国内実施計画）が策定されました。

千葉県においても、令和3（2021）年3月に「千葉県環境学習等行動計画」が策定され、環境学習等の推進に関する基本的な考え方と施策が示されています。

図2-5 ESDの基本的な考え方



出典：持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）（文部科学省ウェブサイト）
（<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm>）

2 君津市の環境の現状と課題

1 君津市の特性

(1) 自然的条件

① 位置

本市は房総半島のほぼ中央に位置しており、東京湾に面した北西部には、世界に誇る製鉄所と整然と区画された市街地が広がり、内陸部には、豊かな自然や肥沃な農耕台地が広がっています。

図2-6 本市の位置

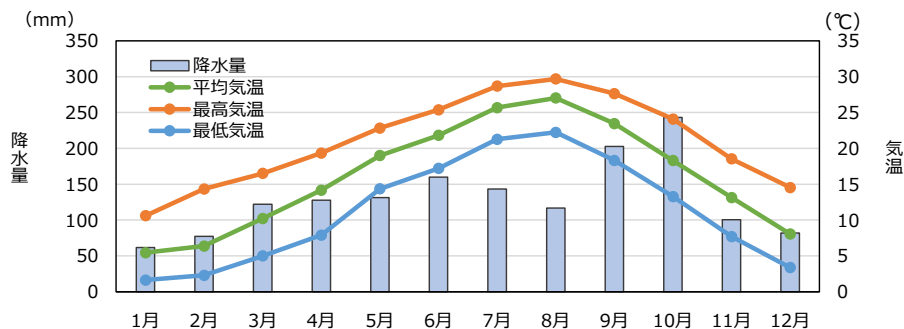


出典：君津市総合計画

② 気象条件

気温は、年平均16.1℃となっており、最高気温の月平均は29.7℃（8月）、最低気温の月平均は1.6℃（1月）となっています。6月の梅雨期と9月・10月の台風期に降水量が多く、冬期には降水量は少なくなります。

図2-7 本市の気候（平成19（2007）～令和4（2022）年度の平均値）（久保測定局）



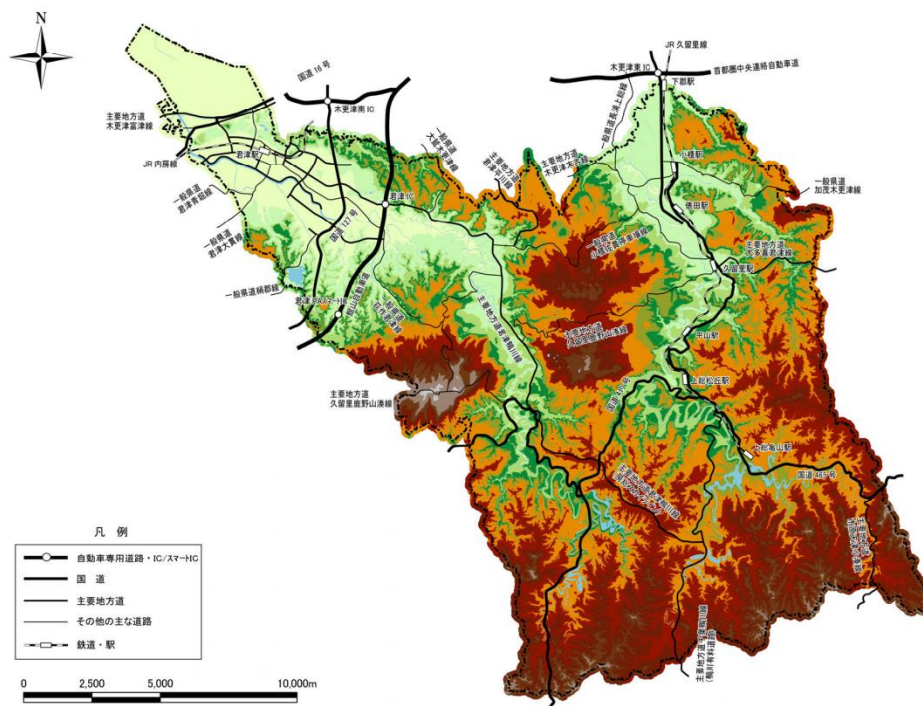
資料：君津市資料

③ 地勢

市域の面積は、県下第2位の約319km²で、その周囲は約118kmに及んでいます。

北部の台地では木更津市と広く境を接し、東部は清澄山系で市原市、大多喜町、鴨川市と、西部は三舟山、鹿野山、高宕山系で富津市と接しています。その間に小櫃川・小糸川の沖積地が広がり、肥沃な農耕地帯を形成しています。

図2-8 本市の地形条件



出典：君津市都市計画マスタープラン

④ 河川状況

市域を流れる主な河川には、小糸川と小櫃川があります。

小糸川は流路延長が約80kmで、房総半島では2番目に長い河川です。豊英地先を源流として北西に流れ、東京湾に注いでいます。上流部には豊英ダム（工業用水）、三島ダム（農業用水）があり、下流部では支流を介して郡ダム（工業用水）が接続しています。

小櫃川は流路延長が約88kmで、房総半島では最も長い河川です。源流は清澄山に端を発し、上総、小櫃地区を流下して袖ヶ浦市と木更津市を通り、東京湾に注いでいます。本市は小櫃川の上・中流域に位置し、上流部には多目的ダムである亀山ダム、片倉ダムがあります。

図2-9 本市の周辺の河川位置図

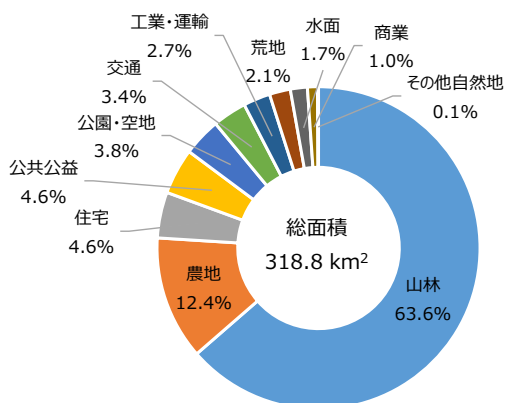


出典：千葉県河川海岸図より一部抜粋

⑤ 土地利用状況

本市の土地利用は、総面積318.8km²のうち、山林が63.6%と大半を占めており、次いで農地が12.4%、住宅及び公共公益的施設用地がそれぞれ4.6%を占めています。

図2-10 土地利用状況



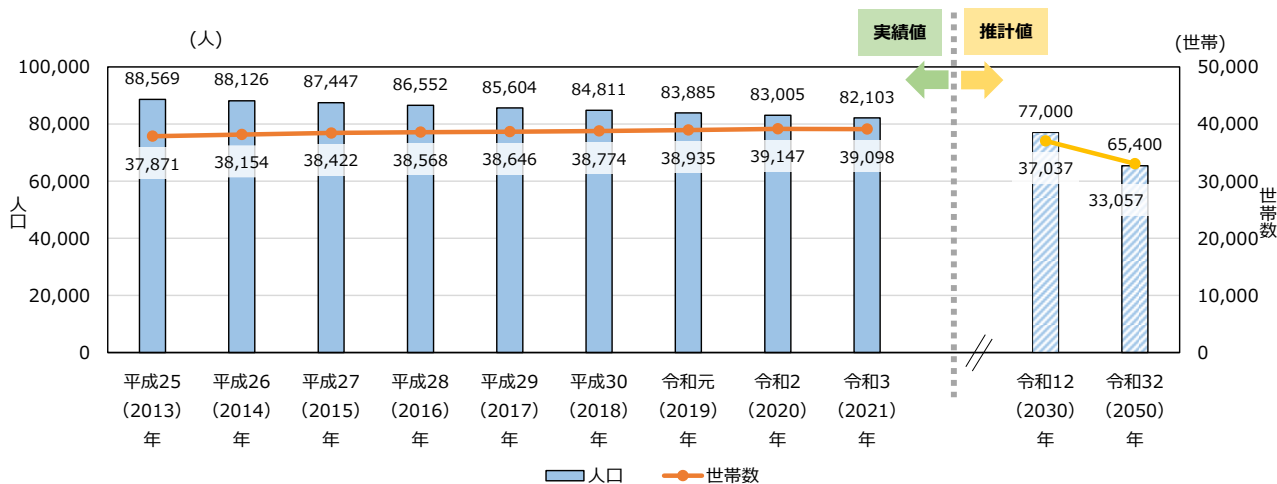
資料：平成28年度都市計画基礎調査より作成

(2) 社会的条件

① 人口・世帯数

本市の人口は平成7（1995）年以降減少傾向にあり、人口規模の縮小が予測されています。

図2-11 人口・世帯数の推移

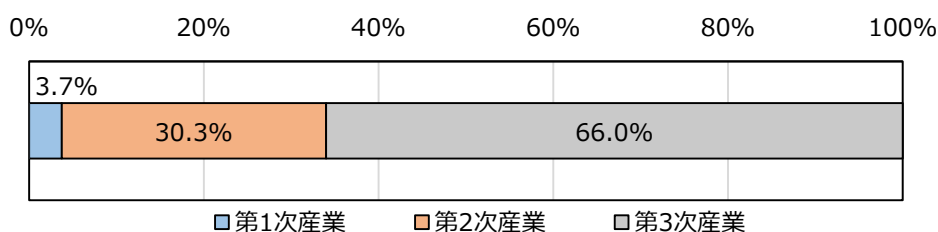


資料：住民基本台帳、君津市資料（令和12（2030）年・令和32（2050）年推計値）より作成

② 産業構造

本市の産業大分類別の就業者比率について、令和2（2020）年時点では、第1次産業は3.7%、第2次産業は30.3%、第3次産業は66.0%となっています。

図2-12 産業大分類就業者比率（令和2（2020）年）



資料：国勢調査より作成

2 君津市の環境の現状と課題

(1) 地球環境（脱炭素社会）

◆ 現状

市域からの温室効果ガス排出量のうち、約97%が鉄鋼関連企業からの排出となっています。鉄鋼関連企業を除く市域からの温室効果ガス排出量及び市の事務事業に係る温室効果ガス排出量は、平成25（2013）年度と比較して減少傾向にあります。

公共施設においては、君津市環境マネジメントシステムによる環境負荷の低減を進めているほか、公共施設への省エネルギー設備の導入、太陽光発電システムをはじめとする家庭用省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の設置に関する補助を行っています。

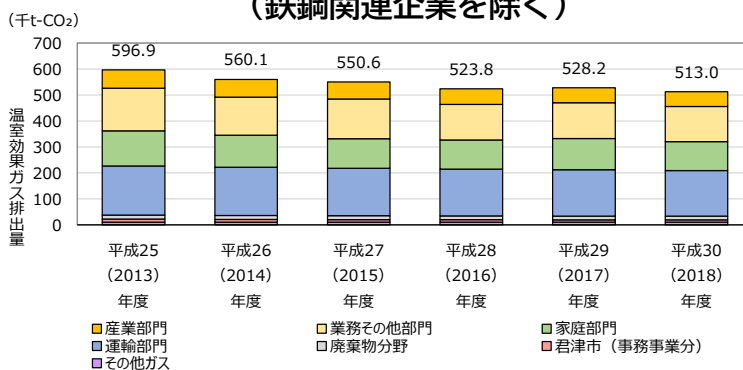
また、市民アンケートでは、市の地球温暖化対策について、現状での満足度は低いものの、重要であると考えている市民が多いことがわかっています。

◆ 課題

令和32（2050）年のカーボンニュートラル達成に向けて、「第5次君津市地球温暖化対策実行計画」（令和5年（2023）8月策定）の削減目標等を踏まえ、市民・事業者・市が一体となって温室効果ガスの排出量削減に取り組む必要があるほか、公共施設における省エネルギー設備導入の推進や、家庭用省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入補助制度の一層の拡充及び普及啓発が必要です。

また、近年、県内外において大雨等による被害が確認されていることから、「第5次君津市地球温暖化対策実行計画」に基づき、気候変動影響への適応策を推進することが求められます。

図2-13 市域からの温室効果ガス排出量の推移（鉄鋼関連企業を除く）



資料：第5次君津市地球温暖化対策実行計画より作成

図2-14 住宅用太陽光発電システム設置補助件数（累計）



資料：きみつの環境（君津市環境白書）資料

(2) 生活環境

◆ 現状

● 大気質

いおう酸化物（二酸化いおう：SO₂）、窒素酸化物（二酸化窒素：NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は環境基準を達成していますが、光化学オキシダント（O_x）については全国の他都市と同様に、環境基準未達成が続いています。

また、臨海部事業場からのばい煙等の監視や、小糸地区・小櫃地区の道路の沿道における降下ばいじん量及び浮遊粉じん量の測定を継続しています。

● 水質・地下水

小糸川・小櫃川のBOD（生物化学的酸素要求量）は全地点で環境基準を達成していますが、亀山湖や海域のCOD（化学的酸素要求量）は、環境基準を達成していない地点があります。

また、臨海部事業場からの排水の監視や、合併処理浄化槽設置者に対する設置費等の補助、単独処理浄化槽からの転換、浄化槽の適正管理の周知、過去に地下水汚染があった地区における地下水の水質調査等を行っています。

なお、水環境に関し特筆すべき事項として、久留里地区の自噴井戸群から湧き出す良質な地下水「生きた水・久留里」が、県内で唯一、国の「平成の名水百選」に認定されていることが挙げられます。

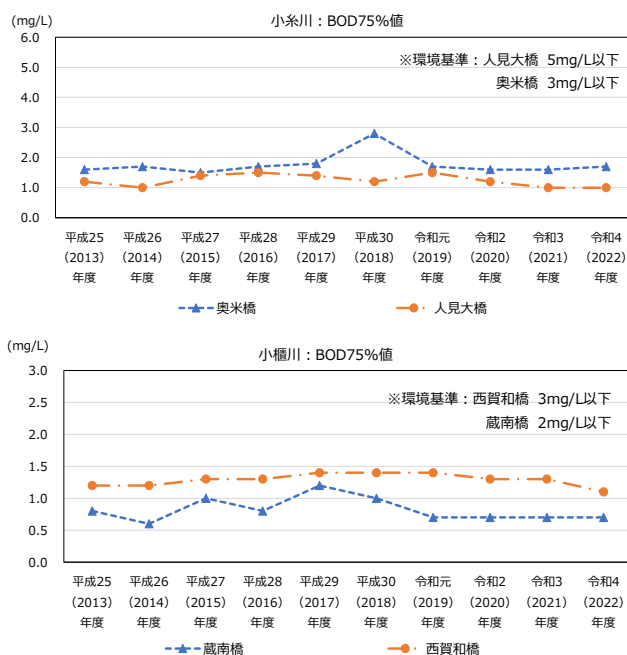
市民アンケートでは、「環境に関することの中で市が優先して行うべきこと」として、5割以上が「安全な水の確保・水をきれいに保つこと」と回答しています。また、市民アンケート及びタウンミーティングでは、将来に引き継ぎたいものとして「地下水・湧水・河川」が多く挙げられています。

● 騒音・振動・悪臭・地盤沈下

工場騒音、航空機騒音、山砂輸送に係る沿道の自動車騒音・道路交通振動は、環境基準等を達成しています。

その他、事業所からの騒音・振動・悪臭に対する指導や、揚水施設の設置許可に係る現地確認を行っています。

図2-15 河川の水質環境基準に対する評価
(上図：小糸川、下図：小櫃川)



資料：きみつの環境（君津市環境白書）

- 臨海部事業場・山砂採取場・残土事業場・産業廃棄物最終処分場

各種事業場等に対して立入調査や巡回による監視を行い、必要に応じて指導しています。

- 不法投棄・環境美化

不法投棄の対策として、環境監視員及び不法投棄監視員によるパトロールや監視カメラの設置を行うとともに、不法投棄確認場所を記載した地図をホームページで公開しています。

環境美化への取組としては、散乱ごみ一掃クリーン作戦の実施や、環境美化活動を通じた環境美化推進ボランティアの育成を行っています。

また、空き地の適正管理の啓発を図る

ため、広報等による市民への周知や、苦情があった空き地等に対する指導を実施しています。

空き家については、発生の予防と適切な管理、法律や条例に基づく措置及び流通・利活用の促進を行っています。

市民アンケートでは、「環境に関することの中で市が優先して行うべきこと」として、3割以上が「ごみの不法投棄対策をすること」と回答しています。また、タウンミーティングでは空き地・空き家対策についての要望も寄せられています。

- 有害鳥獣対策

市内広域にわたって、有害鳥獣による農作物等への被害が確認されており、市民アンケート及びタウンミーティングでも、これらの被害に関する課題が多く挙げられています。市は、対策として、有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置等を行っています。

- ◆ 課題

大気汚染、水質汚濁・地下水汚染、騒音・振動・悪臭・地盤沈下に係る各種項目について、継続的な調査等を実施する必要があります。

また、臨海部事業場、山砂採取場、残土事業場、産業廃棄物最終処分場については、監視を継続して適切な対応をとる必要があるほか、金属スクラップヤードについて、県と連携した対策が求められます。

空き家対策については、発生の抑制、利活用・不動産市場への流通、適切な管理の促進が重要です。

有害鳥獣対策については、君津市鳥獣被害防止計画等に基づき、捕獲体制の強化や効果的な防護柵の設置を行う必要があります。

図2-16 散乱ごみ一掃クリーン作戦の様子



出典：広報きみつ2021年5月号

市民アンケート及びタウンミーティングの結果を踏まえると、公共用水域の調査や事業場の排水の監視、不法投棄対策の継続、暮らしやすいまちづくりや良好な景観の維持が求められます。

(3) 循環型社会

◆ 現状

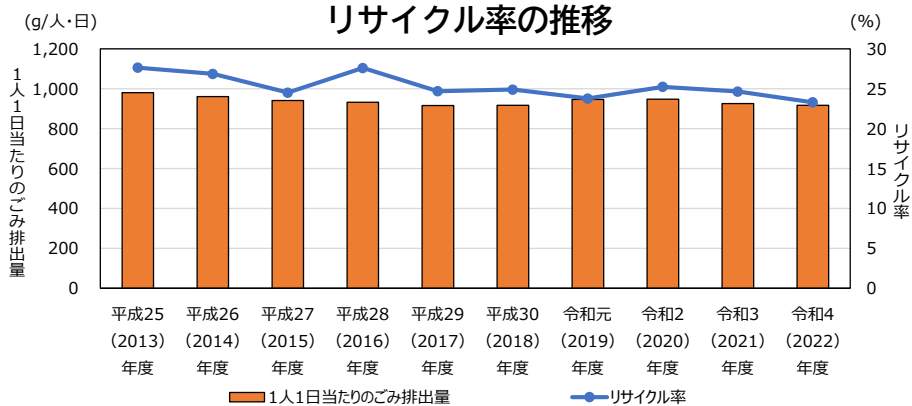
本市の1人1日当たりのごみ排出量は、平成25（2013）年度と比較して減量できているものの、リサイクル率は減少傾向にあります。

ごみは19品目に分けて収集し、再資源化に努めるとともに、生ごみを減量・肥料化するための容器に関する購入費用の助成や適正なごみ排出に関する情報発信等を行っています。

市民アンケートでは、この数年から10年程度の間周辺の環境における廃棄物の状況について「変わらない」との回答が最も大きな割合を占めている一方、タウンミーティングでは「ごみの適正排出」に関する意見が多く寄せられています。事業者アンケートでは「事業所として関心を持っているもの」として「ごみを減らす・資源を大切に使うこと」が最も高く約60%となっています。

君津地域4市（君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市）は、一般廃棄物について、直接溶融・資源化システムによる広域処理を行っています。現施設は令和9（2027）年3月で稼働を終了し、同年4月より、安房地域2市1町（鴨川市、南房総市、鋸南町）を加えた7自治体による新たな広域廃棄物処理施設が稼働する予定となっています。

図2-17 1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率の推移



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

◆ 課題

市民・事業者・市が一体となって、更なるごみの減量化・再資源化に取り組む必要があるほか、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4（2022）年4月）」や「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元（2019）年10月）」の施行に伴うプラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取組の推進、適正なごみの排出や減量化・再資源化に関する情報発信に努める必要があります。

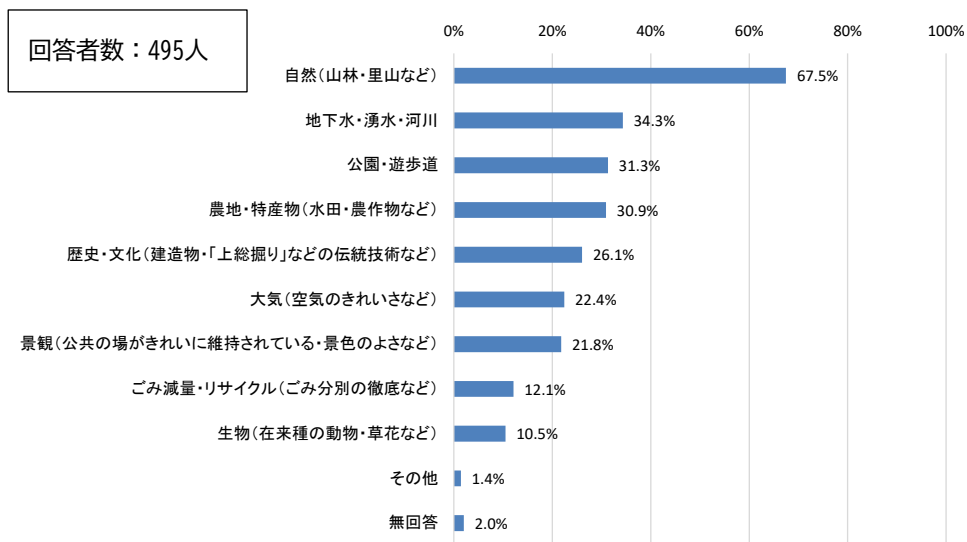
(4) 自然環境

◆ 現状

動植物の生息・生育環境に関する情報を提供しているほか、野生動植物の保護に関する市民意識の向上に向けた取組、保存樹木の指定の推進・維持管理支援、事業所との緑化協定の締結による緑化の推進を行っています。

また、市民アンケート及びタウンミーティングでは、山林や里山、農地などの自然を大切に、将来に引き継ぎたいといった意見が多く出ています。

図2-18 君津市の環境で自慢に思うこと・大切にしたいところ・子どもたちに残したいもの（市民アンケート結果）



◆ 課題

今後も、生物多様性や自然保護についての情報発信・イベントの実施、事業所と協働した緑化を継続する必要があります。

市民アンケート及びタウンミーティングの結果を踏まえ、自然環境を保全するための施策や取組を推進することが求められます。

(5) 環境教育

◆ 現状

「エコスクールきみつ認定制度」による小中学生への環境教育の推進をはじめ、市民への環境学習の機会の提供、環境に関する情報発信に取り組んでいます。令和4（2022）年度には、県内初となる「名水サミットinきみつ」を開催し、久留里地区の地下水や、伝統技術である上総掘りに関する講演等を行ったほか、「君津市脱炭素シンポジウム」を開催し、地球温暖化と異常気象にまつわる講演等を行いました。

市民アンケートでは、環境に関係した活動について「積極的に参加・協力したい」、「機会やきっかけがあれば参加・協力したい」、「時間があれば参加・協力したい」と回答した人は6割を超えています。また、事業者アンケートでは、「今後、環境に関する取組を行うにあたって行政に期待する施策」について、「環境に関する技術情報等の提供」や「事業者向け研修会等の開催」との回答が多くなっています。

図2-19 エコスクールきみつの取組の様子
(左図：学校内の畑での植物栽培、右図：地域での美化活動)



出典：君津市資料

◆ 課題

アンケートでは、多くの市民から環境に関する活動に対して前向きな回答があったことから、市民が興味・関心のある活動を開催し、参加者の増加や、市民の環境意識の向上を図る必要があるほか、各種環境認定制度、講座やイベント等を通じて、市民・事業者に対する情報提供及び環境教育を一層推進していく必要があります。

また、アンケートのみならず、タウンミーティングにおいても、将来に引き継ぎたいものとして「地下水・湧水・河川」が多く挙げられており、市民（子どもたち）が水と触れ合いながら環境への意識・知見を深めていくような取組が求められます。

第3章 めざす環境像と計画の基本方針

1 めざす環境像

本計画の策定にあたり実施した市民・事業者アンケート及びタウンミーティングの結果や、市の最上位計画である「君津市総合計画」に掲げる将来都市像、「君津市環境保全条例」の基本理念、市の「環境グリーン都市宣言」などを踏まえ、本計画では「めざす環境像」を次のとおり定めます。

- ① 清らかな
- ② 水と緑が
- ③ つむぐ 環境グリーン都市 きみつ

2 計画の基本方針

めざす環境像を実現するため、以下のとおり5つの基本方針を定めます。

基本方針1	地球環境 (脱炭素社会)	カーボンニュートラルのまちをつくります
基本方針2	生活環境	快適に住めるまちをつくります
基本方針3	循環型社会	資源循環型のきれいなまちをつくります
基本方針4	自然環境	さまざまな生き物と自然があふれるまちをつくります
基本方針5	環境教育・ 協働連携	誰もが環境意識を持って暮らすまちをつくります

第4章 施策の展開

1 施策体系

めざす環境像	基本方針	
① 清らかな	1	地球環境 (脱炭素社会) カーボンニュートラルのまちをつくります
② 水と緑が	2	生活環境 快適に住めるまちをつくります
③ つむぐ	3	循環型社会 資源循環型のきれいなまちをつくります
④ 環境グリーン都市	4	自然環境 さまざまな生き物と自然があふれるまちをつくります
⑤ きみつ	5	環境教育・協働連携 誰もが環境意識を持って暮らすまちをつくります

施策		施策の柱
1-1	地球温暖化の緩和策の推進	(1) 省エネルギーの推進 (2) 再生可能エネルギー利用の推進 (3) 交通の脱炭素化の推進 (4) デジタル技術の活用の推進
1-2	気候変動影響への適応策の推進	(1) 気候変動影響の把握 (2) 適応策の普及啓発 (3) 自然災害への対策の強化
2-1	公害の発生の防止	(1) 大気汚染の防止 (2) 水質汚濁・地下水汚染の防止 (3) 騒音・振動・悪臭・地盤沈下の防止 (4) 各種事業場の監視
2-2	まち並みの保全	(1) 不法投棄の防止 (2) 環境美化の推進 (3) 有害鳥獣対策の推進
3-1	廃棄物の発生抑制、資源循環の促進	(1) ごみの発生抑制 (2) 再資源化の推進
3-2	廃棄物の適正処理	(1) ごみ排出ルール of 適正化 (2) 廃棄物の処理体制整備 (3) 災害廃棄物の適正処理
4-1	緑の保全	(1) 緑地の保全・緑化の推進 (2) 農地の保全と環境負荷の低い農業の促進 (3) 地産地消の促進
4-2	生物多様性の保全	(1) 生物多様性保全に関する情報提供
5-1	市民・事業者の環境意識の向上	(1) 環境教育・学習の推進 (2) 環境に関する情報発信
5-2	多様な主体による協働・連携の推進	(1) 主体間連携・自治体間連携の推進

2 具体的な取組項目・進行管理指標



基本方針 1 **地球環境 (脱炭素社会)** **カーボンニュートラルのまちをつくります**

温室効果ガス排出量の削減に向けた取組等を通じて、カーボンニュートラルを達成しつつ、環境と経済が調和した「環境グリーン都市」の実現を目指します。また、気候変動への適応を進め、住み続けられるまちを目指します。

進行管理指標

◆ 君津市から排出される温室効果ガス排出量*

基準値	基準値：21,879.3千t-CO ₂ (平成25 (2013) 年度)
現状値	現状値：18,431.7千t-CO ₂ (平成30 (2018) 年度)
目標値	鉄鋼関連企業を除く市内全域で、令和12 (2030) 年度までに基準年度 (平成25 (2013) 年度) 比46%以上削減 (※鉄鋼関連企業は30%削減) 令和32 (2050) 年度までにカーボンニュートラルを達成

◆ 市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量*

基準値	基準値：11,328t-CO ₂ (平成25 (2013) 年度)
現状値	現状値：5,714t-CO ₂ (令和3 (2021) 年度)
目標値	令和12 (2030) 年度までに基準年度 (平成25 (2013) 年度) 比70%以上削減

◆ 再生可能エネルギー設備 (太陽光発電設備等) 等の補助件数 (累積) *

現状値	890件 (令和4 (2022) 年度)
目標値	1,300件 (令和12 (2030) 年度)

◆ 公共施設への太陽光発電設備設置割合*

現状値	32% (令和4 (2022) 年度)
目標値	50% (令和12 (2030) 年度)

* 君津市地球温暖化対策実行計画と符合する指標です。令和13 (2031) 年度から令和15 (2033) 年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

市の取組

施策1-1 地球温暖化の緩和策の推進

(1) 省エネルギーの推進

- 市民・事業者への省エネルギー行動の普及を図ります。

省エネルギー行動について、広報きみつ等を用いた情報提供や普及啓発、事業所向け省エネ診断の促進などにより、市民や事業者の意識の向上を図ります。

- 家庭や公共施設の省エネルギー化、君津市環境マネジメントシステムによる継続的な環境負荷の低減等を行います。

家庭への省エネルギー機器等（エネファーム、窓の断熱改修等）の導入支援を行います。また、公共施設・道路照明灯のLED照明の導入割合を令和12（2030）年度までに100%とするほか、君津市環境マネジメントシステムによる環境配慮活動を推進します。

- ファシリティマネジメント施策との連携により、公共施設の省エネルギー建築を推進します。

今後、新築する公共施設は、原則ZEB Oriented相当以上とし、令和12（2030）年度までに新築建築物を平均でZEB Ready相当とすることを目指します。また、公共施設の機能・規模の適正化を行い、公共施設の総量の縮減により、省エネルギーの推進を図ります。

ゼブ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

「Net Zero Energy Building」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギーの導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて以下①～④に分類されます。

①ZEB	:100%以上削減（省エネ+創エネ）
②Nearly ZEB	:75%以上削減（省エネ+創エネ）
③ZEB Ready	:50%以上削減（省エネ）
④ZEB Oriented	:30～40%以上削減（省エネ）、延べ床面積 10,000m ² 以上

(2) 再生可能エネルギー利用の推進

- 家庭・事業所における再生可能エネルギー設備等の導入を促進します。

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備に対する導入補助や、ESCO事業に関する情報提供等を行い、市域における再生可能エネルギーの利用を促進します。

エスコ ESCO事業（「Energy Service Company事業」の略）

ビルや工場の省エネルギー改善に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などを包括的に提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その効果を保証する事業です。

- 公共施設・遊休地における再生可能エネルギー設備等の導入を推進します。

公共施設や市有遊休地へ再生可能エネルギー発電設備とともに蓄電池を設置し、自立分散化することで災害時活動拠点施設を目指します。

また、設置可能な公共施設の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指し、新設する施設についても、導入可能性を検討します。

図4-1 市内小学校の太陽光発電設備



出典：君津市資料

- 低炭素電力の利用推進に努めます。

家庭や事業所に対し、低炭素電力への切り替えに関する情報提供や、切り替えを促進するための仕組みづくりを検討します。公共施設においては、令和12（2030）年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。

(3) 交通の脱炭素化の推進

- 家庭・事業者への電動車の導入を促進します。

市民・事業者に対し、電動車及び充電器等の関連設備の購入・設置費用に対する補助や情報提供等を行い、電動車の普及促進を図ります。

- 公用車における電動車の導入を推進します。

代替可能な電動車がない場合を除いて、公用車は、令和12（2030）年度までに全て電動車とすることを目指します。

電動車

電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）を指します。国は気候変動対策や省エネルギーの観点から電動車の普及とともに、電気自動車等の蓄電・給電機能を災害時に活用することやエネルギーシステムの一部として活用することを推進しています。

(4) デジタル技術の活用の推進

- DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。

行政手続きのオンライン化や遠隔相談窓口の設置により、ペーパーレス化や、移動に伴う温室効果ガスの排出削減を図ります。また、市の事務・事業において、テレワークシステムの普及や複合機の統合を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

「Digital Transformation」の略称であり、「情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」です。

関連する計画

第5次君津市地球温暖化対策実行計画、君津市DX推進計画

施策1-2 気候変動影響への適応策の推進

(1) 気候変動影響の把握

- 気候変動影響の監視等による把握を行います。

気候変動の影響による農作物への被害、河川水質や大気汚染の変化、動植物の分布域の変化等、本市において生じている影響について、把握に努めます。

- 気候変動影響に関する情報収集を行います。

自然災害の増加や熱中症等の健康被害など、気候変動の影響による被害の拡大防止・軽減のため、情報収集を行います。本市において、現時点では重大性や緊急性が低いと考えられる各種感染症や、産業・経済活動への影響等についても、今後、必要となる取組を検討するため、最新の知見の把握に努めます。

(2) 適応策の普及啓発

- 気候変動影響に関する普及啓発を行います。

熱中症予防やクールスポットに関する情報発信、動植物の分布域の変化に関する注意喚起等を行います。また、農業者に対して、高温や自然災害に対する管理・対策、病害虫発生情報の周知等を行う等、市民・事業者の気候変動影響に対する意識の向上を図ります。

(3) 自然災害への対策の強化

- 防災に関する普及啓発を行います。

防災訓練の実施、ハザードマップの適切な更新と普及啓発の推進等を行います。

- 平時及び災害時の体制を整備します。

自主防災組織の設立の促進、災害救援ボランティア団体との連携協力体制の仕組みの構築に取り組みます。

- 災害に強いインフラやライフラインを整備します。

防災中枢機能を果たす施設・設備の充実や自家発電システムの整備に努めます。また、自立分散型エネルギー源として災害時にも活用が期待される太陽光発電設備・蓄電池・電動車等の導入を支援します。

関連する計画

第5次君津市地球温暖化対策実行計画、君津市地域防災計画

市民の取組

- 冷暖房は適正な温度に設定し、適切に使用します。
- クールスポットを積極的に利用します。
- 部屋の照明などをこまめに消します。
- 省エネ・省資源の電化製品・機器やエコマーク製品等を積極的に購入します。
- 低炭素電力への切り替えや太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入します。
- 外出時にはなるべく徒歩、自転車又は公共交通機関を利用します。
- 駐停車時は自動車のエンジンを切るなどエコドライブを実施します。
- 自動車の買い替え時に、電気自動車などの電動車の購入を検討します。
- 電子申請サービス等を積極的に利用します。
- グリーンカーテンの設置に努めます。
- 熱中症や感染症等、気候変動の影響により増加すると考えられる健康リスクについて、情報を収集し、予防に努めます。
- 自然災害に備え、防災ハザードマップの確認、住宅等の安全点検・補強、防災訓練への参加、非常持出品の準備等を行います。

事業者の取組

- 事業所内で省エネルギー活動（こまめな消灯など）に取り組めます。
- 省エネ・省資源の電化製品・機器やエコマーク製品等を積極的に購入します。
- 低炭素電力への切り替えや太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入します。
- 駐停車時は自動車のエンジンを切るなどエコドライブを実施します。
- 自動車の買い替え時に、電気自動車などの電動車の購入を検討します。
- 事業におけるDX化に関する情報を収集し、積極的な導入を検討します。
- 在宅勤務やリモート会議等、エネルギー消費の少ない働き方や事業活動に努めます。
- 自社の温室効果ガス排出量の把握に努めます。
- クールビズ・ウォームビズの実施等、温暖化に適應したビジネススタイルへの転換に努めます。
- 高温耐性品種の検討や作付時期の調整等の対策を行います。
- 熱中症や感染症等、気候変動の影響により増加すると考えられる健康リスクについて、情報を収集し、従業員に啓発します。
- 自然災害に備え、防災ハザードマップの確認、非常持出品の準備等を行います。
- 商業施設等で、街中のクールスポット創出に協力します。
- 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての「適應策」を検討します。



基本方針2 生活環境 快適に住めるまちをつくります

各種公害の防止に向けた取組、環境美化、有害鳥獣対策等を通じて、安全・安心な生活環境を維持し、住みやすいまちを目指します。

進行管理指標

◆ 小糸川と小櫃川のBODの環境基準適合率*

現状値	100% (令和4 (2022) 年度)
目標値	100% (令和15 (2033) 年度)

* 君津市総合計画を踏襲した指標です。

◆ 不法投棄通報件数

現状値	89件 (令和4 (2022) 年度)
目標値	70件 (令和15 (2033) 年度)

◆ 管理不全な空家等の戸数**

現状値	95戸 (令和4 (2022) 年度)
目標値	76戸 (令和12 (2030) 年度)

** 君津市空家等対策計画と符合する指標です。令和13 (2021) 年度から令和15 (2023) 年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

◆ 有害鳥獣通報件数

現状値	234件 (令和5 (2023) 年度推計)
目標値	175件 (令和15 (2033) 年度)

市の取組

施策2-1 公害の発生の防止

(1) 大気汚染の防止

- 大気環境の常時監視を継続します。

市内4箇所の大気測定局にて、各種大気汚染物質の常時監視を継続し、環境基準の達成状況を確認することで、大気環境の保全に努めます。

図4-2 大気汚染測定局（俵田）



出典：君津市資料

- 山砂輸送に伴う粉じん等について調査します。

小糸地区・小櫃地区の道路の沿道における浮遊粉じん量及び降下ばいじん量の調査を継続し、山砂輸送に伴う粉じん等の影響を確認・把握します。

(2) 水質汚濁・地下水汚染の防止

- 河川・湖沼・海域の水質について調査します。

小糸川、小櫃川、亀山湖及び海域の水質調査を継続し、環境基準の達成状況を確認することで、水質の保全に努めます。

図4-3 水質調査の様子



出典：君津市資料

- 合併処理浄化槽の普及に努め、浄化槽の適正管理に関する啓発を行います。

合併処理浄化槽の設置に対する補助、浄化槽の保守点検や清掃等の適正管理についての周知を行い、家庭における水質浄化対策を促進します。

- **地下水汚染の浄化状況の監視を行います。**

過去に地下水汚染があった地区において、水質調査等を継続し、必要に応じて対応をとることで、地下水の水質保全に努めます。

(3) 騒音・振動・悪臭・地盤沈下の防止

- **工場騒音や航空機騒音等を調査します。**

工場騒音の規制基準や、航空機騒音の環境基準の遵守状況を確認し、騒音に関する公害の発生を防止します。

- **山砂輸送に伴う沿道の騒音・振動・交通量を調査します。**

山砂ダンパーが通行する内箕輪地先及び末吉地先にて、騒音・振動の要請限度の遵守状況や交通量を調査し、山砂輸送に伴う影響を確認します。

図4-4 騒音調査の様子



出典：君津市資料

- **悪臭の発生源に対する指導を行います。**

事業所が発生源である悪臭や、広域異臭などが生じた際は、発生源に対して調査や指導を行い、悪臭に関する公害の発生を防止します。

- **揚水施設の設置規制を行います。**

地下水の揚水施設に対して、設置許可に係る審査や現地確認を行い、地下水の過剰な汲み上げとそれに伴う地盤沈下の防止に努めます。

(4) 各種事業場の監視

- **臨海部の環境保全協定締結工場に対して、ばい煙や排水の監視を行います。**

臨海部の環境保全協定締結工場に対して、立入検査を定期的を実施し、ばい煙や排水の監視を行い、協定の遵守状況を確認します。

- **山砂採取場に対して、緑化状況や排水の管理の監視を行います。**

山砂採取場に対して、許可権者である県と立入調査を行い、場内の緑化状況や、排水の管理方法の監視を行い、適切に実施されているか確認します。

- **残土事業場・産業廃棄物最終処分場等の監視等を行います。**

残土事業場・産業廃棄物最終処分場における搬入状況の監視・調査や管理・運営指導を行い、水道水源条例に基づき産業廃棄物最終処分場からの排水を監視します。

また、金属スクラップヤード等に関して、管理・運営が適正に行われるよう、許可権者である県と連携して対応します。

施策2-2 まち並みの保全

(1) 不法投棄の防止

- **不法投棄監視活動を実施します。**

環境監視員・不法投棄監視員によるパトロールや、不法投棄多発区域への監視カメラの設置により、不法投棄の発生を防止します。投棄者が特定される場合には、警察と連携して対処します。

- **不法投棄マップを作成・公表し、不法投棄禁止看板を交付します。**

不法投棄が確認された場所を記載した地図を市のホームページで公開するとともに、不法投棄禁止看板の交付を行うことにより、地域住民による対策を支援します。

図4-5 不法投棄の様子と不法投棄監視パトロール車
(左図：本市での不法投棄の様子、
右図：環境監視員が使用する不法投棄監視パトロール車)



出典：君津市資料

(2) 環境美化の推進

- 散乱ごみ一掃クリーン作戦を実施します。

道路などに散乱した空き缶・空き瓶などを収集する「散乱ごみ一掃クリーン作戦」を実施し、まちをきれいにするとともに、市民の環境美化に対する意識を醸成します。

- 環境美化推進ボランティアの取組を推進します。

環境美化活動を通じた環境美化推進ボランティアの取組を推進し、市の環境美化のために活動する市民の輪を広げます。

- 空き地の適正管理を促進します。

広報等による周知や、苦情があった空き地の所有者等への指導を通じて、空き地の適正管理を促進します。

- 空き家の発生予防と適切な管理を促進します。

空き家の発生抑制に向けた調査やデータベースの構築、利活用・不動産市場への流通促進、法律や条例に基づく措置等を講じることにより、空き家による周辺住民への悪影響に対処します。

(3) 有害鳥獣対策の推進

- 有害鳥獣の捕獲等を行います。

市域で農業被害や生活被害を発生させている有害鳥獣の捕獲を実施します。また、集落・地域ごとに、被害対策に関する知識や技術を習得できる機会を増やします。

- 有害鳥獣の侵入防止柵の設置等を促進します。

有害鳥獣による被害を軽減させるため、侵入防止柵や、緩衝帯（有害鳥獣の通り道や隠れ場にならない、見通しの良い空間）の整備を促進します。侵入防止柵については、購入費用の補助や、地域と連携した適切な管理を行います。

関連する計画

第2次君津市空家等対策計画、君津市鳥獣被害防止計画、君津市農業振興計画

市民の取組

- 野焼きをしません。
- 駐停車時は自動車のエンジンを切るなどして、騒音等を発生させないようにします。
- 食器の汚れをふき取る、水切りネットを活用する等、排水による環境への負荷を減らすようにします。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図ります。
- 浄化槽を適正に維持管理します。
- カラオケや音響機器を使用するときは、音量や時間帯に配慮します。
- ペットの鳴き声などに配慮します。
- ごみやたばこのポイ捨てをしません。
- ペットのふんは持ち帰ります。
- 使わない土地や建物が周辺に悪影響を及ぼさないよう、管理を徹底します。
- 地域の環境保全活動（清掃、美化活動）などに積極的に参加、協力します。
- 有害鳥獣等を見たら、市に情報提供します。

事業者の取組

- 駐停車時は自動車のエンジンを切るなどして、騒音等を発生させないようにします。
- ばい煙濃度などを定期的に測定し、ばい煙発生施設の管理を徹底します。
- 山砂ダンプカーからの粉じんを飛散させないようにします。
- 排水の水質を定期的に測定し、排水処理施設の管理を徹底します。
- 農薬や化学肥料などの適正使用に努めます。
- カラオケや音響機器を使用するときは、条例を遵守します。
- 事業活動に伴う騒音、振動、悪臭を軽減し、周辺に影響しないよう法令を遵守します。
- 低騒音型機器の導入や防音・防振設備の設置等に努めます。
- 地下水の過剰な汲み上げをしないようにします。
- 土砂の崩落や流出などが起こらないよう、適正な管理・運営を行います。
- 廃棄物や残土の適正処理を徹底します。
- 周辺の景観に配慮した事業の実施に努めます。
- 土地や建物が周辺に悪影響を及ぼさないよう、管理を徹底します。
- 地域の環境保全活動（清掃、美化活動）などに積極的に参加、協力します。



基本方針3 循環型社会 資源循環型のきれいなまちをつくります

家庭や事業所等から排出されるごみの減量や再資源化、適正な処理の推進に向けた取組を進め、資源を大切にすまちを目指します。

進行管理指標

◆ 市民1人1日当たりのごみ総排出量

現状値	909g/人・日（令和4（2022）年度）
目標値	850g/人・日（令和15（2033）年度）

◆ リサイクル率

現状値	23.3%（令和4（2022）年度）
目標値	30.0%（令和15（2033）年度）

図4-6 令和5（2023）年度環境ポスター展の最優秀賞作品
（左図：小学生低学年の部、中央図：小学生高学年の部、右図：中学生の部）



出典：君津市資料

市の取組

施策3-1 廃棄物の発生抑制、資源循環の促進

(1) ごみの発生抑制

- **ごみの減量化を推進します。**

生ごみを減量・肥料化する容器等の購入費助成や多量排出事業者等に対する指導を行うとともに、広報誌・ホームページ等を通じて生ごみの水切りの徹底などの周知に努めることにより、ごみの減量化を推進します。

- **ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの配布の削減を促進します。**

一度だけ使用して廃棄されるワンウェイ（使い捨て）プラスチックの配布・使用の削減に関する情報発信を行い、プラスチックごみの減量を促進します。

ワンウェイプラスチック

飲食店で提供されるスプーンやフォーク、宿泊施設に置かれている歯ブラシ、クリーニング店で使用される衣類カバー等、使い捨て用途のプラスチック製品を指します。国は、「プラスチック資源循環戦略（令和元（2019）年5月策定）」のマイルストーンとして、令和12（2030）年までに、ワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することを目指しているほか、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4（2022）年4月施行）」では、プラスチックに係る資源循環の促進等の総合的かつ計画的な推進に向けて、様々な段階での取組について定めています。

- **食品ロスに関する情報提供を行います。**

市民や食品販売店・飲食店に対し、食品を購入する際の「てまえどり」や飲食時の食べきり等、食品ロスを減らす行動について情報発信を行います。

(2) 再資源化の推進

- **資源ごみの分別収集を行います。**

家庭から出るごみを分別収集・再資源化することで、市民の再資源化に対する意識の啓発に取り組みます。また、プラスチック製品の分別収集を実施することで、更なるごみの再資源化に努めます。

- **集団回収を推進します。**

PTAや子ども会等の団体による資源物の回収に対して助成金を交付することで、再資源化を促進するとともに、市民の再資源化に対する意識の啓発に取り組みます。

- **中間処理施設での再資源化を行います。**

廃棄物の中間処理において、処理施設で金属類等を取り出して再資源化します。
また、処理施設への見学の受入れによって市民の意識向上を図ります。

関連する計画

君津市一般廃棄物処理基本計画、第5次君津市地球温暖化対策実行計画

施策3-2 廃棄物の適正処理

(1) ごみ排出ルールの適正化

- **ごみの適正排出を促進します。**

ごみの収集日を記載した「きみつクリーンカレンダー」及び分別方法や排出方法の詳細を記載した「きみつクリーンガイドブック」を作成・周知することでごみの適正排出を促進します。

また、日本語のみならず外国語表記にも対応することで、外国からの転入者等の理解の向上に努めます。

なお、不適正なごみの排出については、警告シールを貼付するほか、啓発看板の作成や投げ込みチラシ等によって、ごみが適正に排出されるよう周知に努めます。

(2) 廃棄物の処理体制整備

- **ごみの収集頻度等の見直しや処理施設の整備を行います。**

ごみ排出量の変化や、市民の意見を踏まえながら、必要に応じて収集頻度等の見直しを検討します。また、広域廃棄物処理施設において安全で安定した処理を実施し、最終処分量の削減を図ります。

(3) 災害廃棄物の適正処理

- **災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行います。**

災害廃棄物について、仮置場確保、処理体制や他自治体との連携体制の整備等、発災前の備えを充実させるとともに、災害発生時の初動期から復旧・復興期における対策を定め、早期の復旧を図ります。

関連する計画

君津市一般廃棄物処理基本計画、君津市災害廃棄物処理計画

市民の取組

- ごみの減量化・再資源化に努めます。
- できるだけ簡易包装商品を選びます。
- マイバッグやマイボトルの活用等に努めます。
- コンビニやスーパーにおけるストローやスプーン、宿泊施設における歯ブラシやヘアブラシなどのワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用を削減します。
- 在庫状況を踏まえた計画的な食品の購入や、食べきれぬ量だけの調理を心がけることにより、食品ロスの削減に努めます。
- 食べきれない食品はフードドライブ等への寄付に協力します。
- フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、不用品の再利用に努めます。
- 再生品、エコマーク等の環境ラベルがついた商品、詰替え商品など、環境に配慮した商品を選びます。

フードドライブ

家庭等で余っている未使用の食品を集めて、地域のフードバンク団体（まだ食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品を引き取り、必要としている人々に無料で提供する団体）、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

フードドライブは、食品ロス削減につながるだけでなく、生活困窮者等への支援、地域の関係性づくり、市民の食品ロスへの関心を高められるといった効果もあるとされています。

環境ラベル

製品や包装などについており、商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるしのことです。

環境ラベルは基本的に、①第三者認証による環境ラベル、②事業者の自己宣言による環境主張、③製品の環境負荷の定量的データを表示するものの3タイプに分類されます。

<環境ラベルの例>

- ・商品の原料調達から廃棄・再資源化までのライフサイクル全体を考慮して認定されるマーク
- ・使用済ペットボトルリサイクル品を用いた商品であることを示すマーク
- ・原料に一定割合の古紙を使用していることを示すマーク など

事業者の取組

- ごみの減量化・再資源化に努めます。
- 簡易包装やリターナブル容器の利用・回収等により、プラスチックの使用を抑制します。
- 事業活動を通じて発生する食品ロスの削減や、フードドライブの実施・協力を努めます。
- 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品を製造・販売します。
- 修理・修繕体制や自主回収システムの整備を検討します。
- リサイクル製品等のグリーン購入の積極的な実施に努めます。
- 再生品の適切な表示や情報提供を行い、再生品・エコマーク商品等の販売を促進します。



基本方針4	自然環境	さまざまな生き物と自然があふれるまちをつくります
-------	------	--------------------------

市内の森林や農地の保全、生物多様性の保全に向けた取組を推進し、豊かな自然と共生するまちを目指します。

進行管理指標

◆ 農地の貸借面積（※耕作放棄地の発生防止に資する）*

現状値	308.6ha（令和4（2022）年9月時点）
目標値	340ha（令和14（2032）年度）

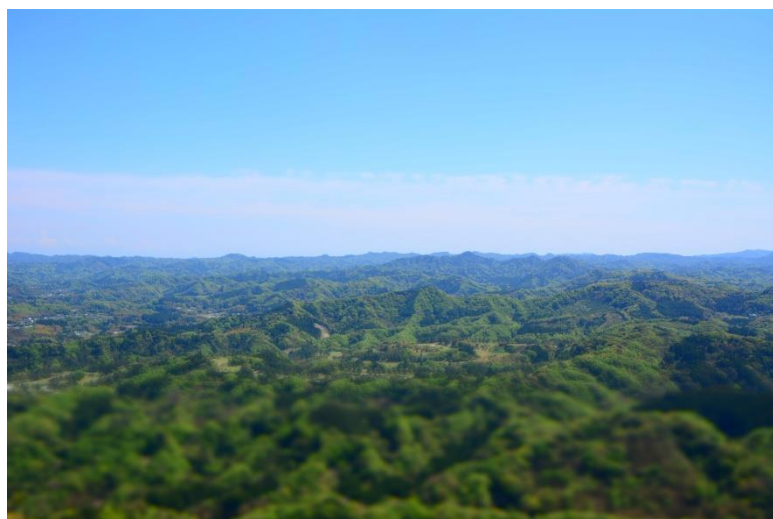
* 君津市農業振興計画と符合する指標です。令和15（2033）年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

◆ 森林施業面積（累計）**

現状値	66ha（令和4（2022）年度）
目標値	138ha（令和12（2030）年度）

** 君津市地球温暖化対策実行計画と符合する指標です。令和13（2031）年度から令和15（2033）年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

図4-7 房総丘陵



出典：君津市資料

市の取組

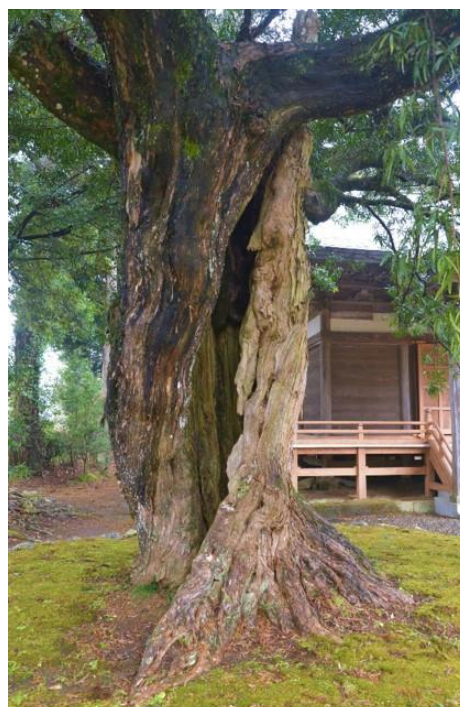
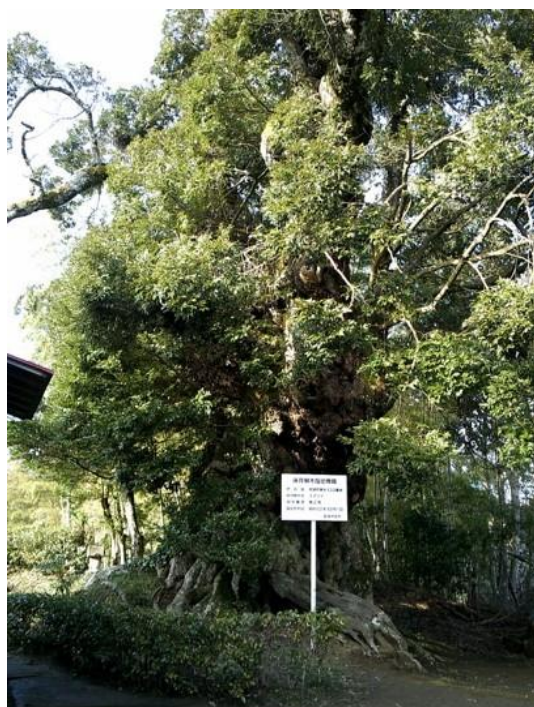
施策4-1 緑の保全

(1) 緑地の保全・緑化の推進

- 保存樹木等の指定と維持管理を支援します。

既存の保存樹木の維持管理に関する支援を行うとともに、良好な環境の確保または美観風致を維持するために必要があると認められる樹木等の指定を行います。

図4-8 本市の保存樹木
(左図：奥米のスダジイ、右図：大坂のイヌマキ)



出典：君津市資料

- 事業者との緑化協定の締結を推進します。

一定の規模以上の面積の事業所等を有する事業者と緑化に関する協定を締結し、事業地における緑化を推進します。

- 事業者との自然環境保全協定の締結を推進します。

一定の規模以上の面積の造成事業等を行う事業者と自然環境の保全に関する協定を締結し、事業地における自然環境の保全を図ります。

(2) 農地の保全と環境負荷の低い農業の促進

- 農業活動への支援を行います。

農業者組織に対し、農用地等保安全管理や、農道・水路等の長寿命化に対する補助を行い、農村環境や農業施設の保全・向上を図ります。

- 農地の集積・集約化と、耕作放棄地の発生防止を図ります。

農地の利用状況を把握し、集積・集約化や適正な貸借を促進することで、農地を利用しやすくし、耕作放棄地の発生防止につなげます。

- 耕畜連携や、環境に配慮した取組を促進します。

ちばエコ農業や有機農業等、環境に配慮した栽培技術の導入支援や、耕畜連携などの取組により、環境負荷の低い農業を促進します。

耕畜連携

米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家からたい肥を供給したり、転作田等で飼料作物を生産し畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ることを指します。

- GAPなどの環境に配慮した取組の情報発信や支援を行います。

ちばエコ農産物認証制度やGAP認証等、各種認証制度に関する情報発信を行い、環境保全型農業の周知及び普及を図ることで、持続可能な農業を促進します。

ギャップ

G A P (Good Agricultural Practices:農業生産工程管理)

農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組です。

図4-9 本市の田園風景
(左図：小糸の田園風景、右図：松丘の田園風景)



出典：君津市資料

(3) 地産地消の促進

- 君津市産農産物に関する情報発信と販売促進を行います。

地産地消の取組により、地場農産物の消費拡大や生産・流通・消費の地域内循環における地域の活性化、農地の保全など様々な効果が期待されます。市民が君津市産農産物に愛着をもち、進んで購入するよう、SNSやホームページ等を通じた君津市産農産物の情報発信・PRに努めます。

- 学校給食への君津市産農産物の活用を推進します。

給食食材の君津市産農産物の活用推進を図り、子どもたちの地域への愛着をはぐくむとともに、生産者等が取り組む食育に関する活動を支援します。

関連する計画

君津市農業振興計画、君津市国土強靱化地域計画

施策4-2 生物多様性の保全

(1) 生物多様性保全に関する情報提供

- 動植物の生息・生育環境などの情報を提供します。

ガイドブック等を通じ、動植物の生息・生育環境等の情報を提供することで、市の自然環境についての周知を行います。

- イベントの周知等を通じて市民意識の向上を図ります。

野生動植物の保護・保全に関するイベント等を周知し、市民の、自然環境の保全に対する意識を高めます。

- 自然共生サイト認定制度に関する情報を提供します。

市の豊かな自然環境を保全していくため、市民や事業者に対し、国の認定制度についての情報提供を行います。

自然共生サイト認定制度

「30by30目標」の達成に資する取組として、企業の森や社寺林等、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として国が認定する制度です。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM (Other Effective area based Conservation Measures: 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)」として国際データベースに登録されます。

本市においては、君津グリーンセンター（旧樹芸林業試験場）（申請者：内山緑地建設株式会社）が自然共生サイトとして認定を受けています。

■ 君津グリーンセンター（旧樹芸林業試験場）



写真提供：内山緑地建設(株)

市民の取組

- 植木、ベランダガーデニング、生け垣の設置、緑のカーテンの設置等、住宅の緑化に努めます。
- 地域の緑化活動や自然保護活動等に積極的に参加します。
- 地元で生産された食材を買うようにします。
- 身の回りの自然や生き物について関心を持つようにします。

事業者の取組

- 事業所周辺の自然環境に配慮し、事業活動を行います。
- 新たな開発を行う際は、自然や生物の保護、保全に配慮します。
- 積極的に緑化の推進を図ります。
- 森林の適正な維持管理に努めます。
- 緑化に寄与する募金に参加します。
- 地産地消の促進の取組に協力します。
- ちばエコ農業や有機農業等、環境に配慮した栽培技術を導入し、環境負荷の低い農業に取り組みます。



基本方針5 **環境教育・協働連携** **誰もが環境意識を持って暮らすまちをつくります**

市の環境資源を活用した環境教育・学習の推進、多様な主体が連携した取組の推進等により、みんなが常に環境にやさしい行動をとるまちを目指します。

進行管理指標

◆ **環境学習に関する講座・行事の実施回数**

現状値	累計212回（平成27（2015）年度～令和4（2022）年度の8年間）
目標値	累計300回（令和6（2024）年度～令和15（2033）年度の10年間）

市の取組

施策5-1 市民・事業者の環境意識の向上

(1) 環境教育・学習の推進

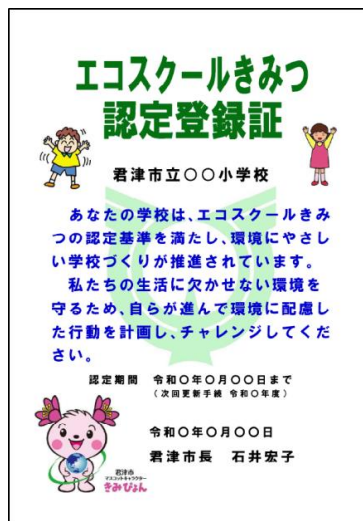
- 君津の自然を活用した環境学習の機会を提供します。

市の豊かな緑や水と触れ合いながら学べる活動を実施し、市民の、環境への意識や知見を深めていきます。

- 「エコスクールきみつ」による小中学生の環境教育の推進を図ります。

節電・節水、食品ロス削減等の環境配慮活動を計画的に実施する市内の小中学校を「エコスクールきみつ」として認定し、各校の取組を支援するとともに、学校を発信源として家庭や地域へ環境配慮の取組を広げます。

図4-10 エコスクールきみつ認定登録証



出典：君津市資料

きみつSDGs × つながる山・川・海学習プログラム

市内小中学校において、君津の豊かな自然を題材にした学習活動やゲストティーチャー（外部機関や民間の専門家等）を招いての出前授業等を行うプログラムです。日本財団・笹川平和財団海洋政策研究所「海洋教育パイオニアスクールプログラム」助成金を活用し、令和5（2023）年度からスタートしています。

プログラムでは、市の山・川・海のつながりに目を向け、ブルーカーボン生態系※の学習を取り入れながら、地域の海につながる環境を未来につないでいくために、今、自分たちに何ができるのかを考えるきっかけをつくることをねらいとしています。

※ブルーカーボン生態系について

大気中の二酸化炭素が、光合成によって海洋植物等に吸収されると、炭素として隔離・貯留されます。このように海洋生態系に取り込まれた炭素を「ブルーカーボン」、ブルーカーボンを貯蔵する藻場等を「ブルーカーボン生態系」と呼び、沿岸域の二酸化炭素吸収源対策として世界的に注目されています。

■ 海の生き物探しをする市内小学校の児童



出典：広報きみつ2023年10月号特集「森は海の恋人」

● 環境教育用図書による知識の啓発を行います。

市の豊かな地下水や、本市発祥の技術「上総掘り」に関する図書の販売により、市民等への知識の啓発を図ります。

上総掘り

竹ヒゴ、掘削するときに石や岩などを砕く鉄管、掘りくずを吸い上げるスイコを組み合わせた用具で井戸を掘る、上総地方発祥の技術です。竹ヒゴの先端に鉄管とスイコを取り付け、そのヒゴを、竹でできたハネギと呼ばれる道具につなぎ、竹の弾力性を利用してヒゴを上下に動かしながら掘削していきます。久留里地区の自噴井戸等は、この技術によってもたらされました。

「上総掘り」は、比較的身近な材料で用具を作ることができ、少人数で安全に深い井戸を掘ることができ、明治中期に開発されて以降、全国に広まりました。現在では、水不足に悩む東南アジアやアフリカ等でも、この技術が活用されています。

上総掘りの技術は国の重要無形民俗文化財に、上総掘りの用具は国の重要有形民俗文化財に指定されています。本市でも、上総掘り用具や、小糸の上総掘り発祥地碑を「20世紀遺産」に指定し、後世まで残していかなければならない遺産であるとしています。

■ 『なるほど水と上総掘り』改訂版



- シンポジウムの開催等を通じて市民に環境学習の機会を提供します。

環境に関する講座やシンポジウムを開催し、市民の環境への意識や関心を高めていきます。

図4-11 第1回君津市脱炭素シンポジウムの様子



出典：君津市資料

(2) 環境に関する情報発信

- 環境白書の発行を行います。

環境に関する各種調査結果を毎年度発行し、市民が、市の環境の現状を把握し、改善や保全に向けた意識を持てるようにします。

- 広報誌やホームページ等で情報を発信します。

環境に関する情報等を広報誌やホームページ等、多様な主体や社会情勢に合わせた情報発信手段により共有します。

関連する計画等

第5次君津市地球温暖化対策実行計画

施策5-2 多様な主体による協働・連携の推進

(1) 主体間連携・自治体間連携の推進

- 市民や事業者を対象とするセミナーの実施等を推進します。

市民を対象とするセミナー等を実施し、また、事業者を対象とするセミナー等の実施主体を側面支援することにより、市全体での協働・連携を推進します。

第4章 施策の展開

- 国・県・周辺自治体との情報交換を行います。

環境の改善・保全に向けて、国や県、周辺の他自治体とも積極的な情報交換を検討・実施します。

- 地域資源を活かした他自治体連携事業を検討します。

本市の地域資源を活用した、他自治体との広域連携事業を検討します。

関連する計画

第5次君津市地球温暖化対策実行計画

市民の取組

- 学校が行う環境教育、環境学習に協力します。
- 市が実施する環境学習講座を積極的に利用します。
- 事業者や市民団体等が実施する環境イベント等に積極的に参加します。
- 地域の活動や市民団体の活動の中で、環境に関する情報を交換します。

事業者の取組

- 従業員に対する環境教育を実施します。
- 事業活動に関わる環境目標や環境保全ガイドラインなどを設定します。

図4-12 久留里地区の地下水と名水百選カード
(左図：久留里観光交流センター前の水汲み広場、右図：名水百選カード)



出典：君津市資料

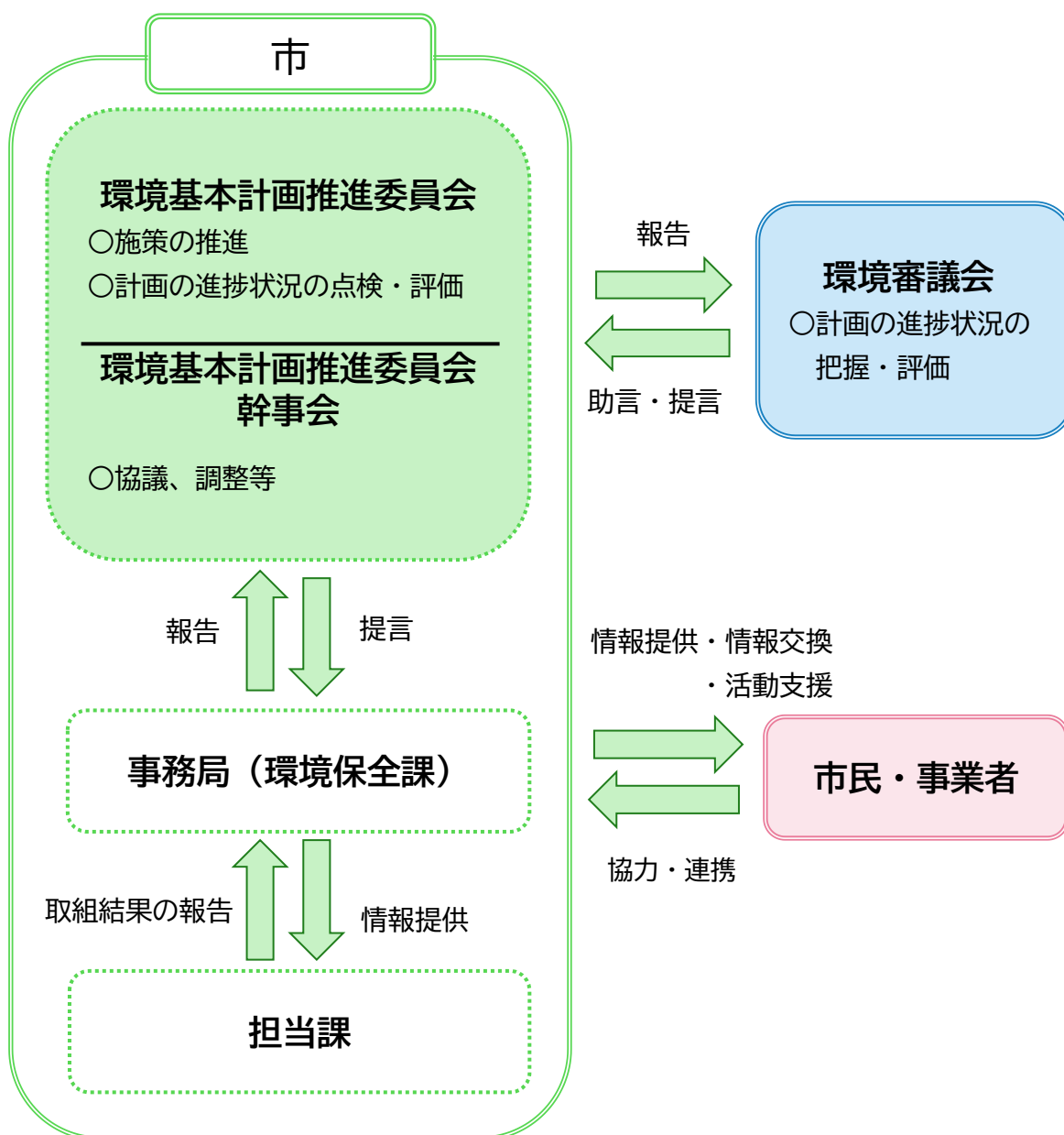
第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画に基づき、環境に関わるさまざまな施策を効果的に進めていくためには、計画の進行状況を把握・評価し、その後の施策に反映させることが必要です。また、策定後の環境の変化などを整理し、新たな課題へ対応することも必要となります。

そのため、本市では以下のような推進体制により計画の評価と見直しを行います。

図5-1 計画の推進体制



庁内の推進組織である環境基本計画推進委員会を中心に関係各課が連携をとり、全庁的に計画を推進します。また、市民、事業者、学識経験者、市議会議員で構成される君津市環境審議会において、計画の進捗状況等の報告や改定の諮問を行います。

◆ 環境審議会

市長は、環境基本計画推進委員会の会議を経て、必要に応じて環境審議会に報告します。環境審議会は、報告内容を審議し、市長に対して意見を具申します。また、本計画に基づく各環境施策の実施、進捗状況について、助言や提言を行います。

◆ 環境基本計画推進委員会

各部の部長等で構成され、市長を委員長とします。事務局から報告された各主体の取組結果を踏まえ、計画の進捗状況の点検、評価を行うほか、計画の見直しの際は、素案の審議を行います。なお、協議、調整等のため、下位組織として幹事会を置きます。

◆ 事務局（環境保全課）

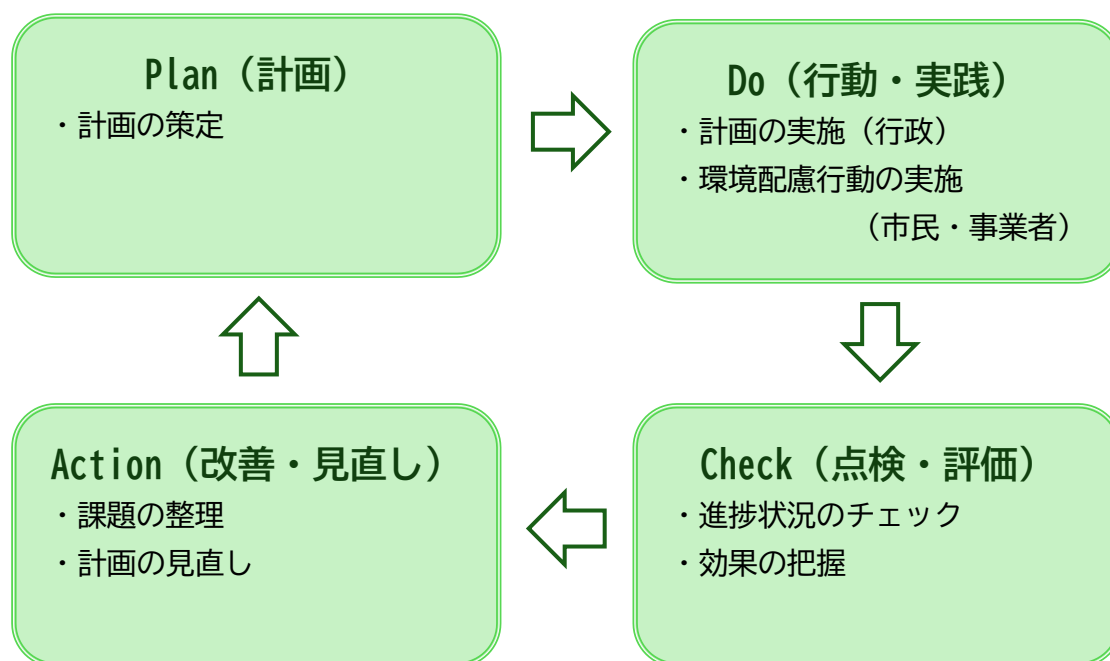
市から市民、事業者に対し、環境に関する情報提供や情報交換、活動支援を行うとともに、環境行政への協力、連携を促します。

各主体の取組状況を把握し、環境基本計画推進委員会に報告するとともに、ホームページで公表します。また、見直しの際の素案作成を行います。

2 計画の進行管理

取組や目標に対する計画全体の進捗状況は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。
また、計画の進捗状況の点検・評価については、環境白書によって公表するとともに、
点検・評価に基づいて計画の見直しを行います。

図5-2 PDCAサイクル



第3次君津市環境基本計画
資料編

1 市民・事業者の意識

本計画の策定過程においては、市民・事業者へのアンケート及び各地区の自治会長を対象としたタウンミーティングにて、環境に関する意見等を募集しました。

資料表1-1 アンケート及び地区別タウンミーティングの概要

区分	内容
市民アンケート	20歳以上80歳未満の市民2,000人を対象に、環境保全への取組状況や君津市の環境に関する意見について郵送又はWEBによるアンケートを実施しました。 有効回収数※：497（有効回収率：24.9%）
事業者アンケート	市内に所在する400事業所を対象に、環境保全への取組状況や君津市の環境に関する意見について郵送又はWEBによるアンケートを実施しました。 有効回収数※：131（有効回収率：32.8%）
地区別タウンミーティング	市内5地区（君津地区、小糸地区、清和地区、小櫃地区、上総地区）において、「地域の環境で将来に引き継ぎたいもの」、「環境を引き継ぐために地域住民みんなで取り組みたいこと」、「市の環境行政に期待する取組や支援」等について、自治会長と意見交換を実施するタウンミーティング（自治会長と市長のまちづくり懇談会）を開催しました。 ワークシート回収数： 君津地区：40 小糸地区：13 清和地区：11 小櫃地区：8 上総地区：21

※有効回収数：回収数から白票の無効票を除いた数

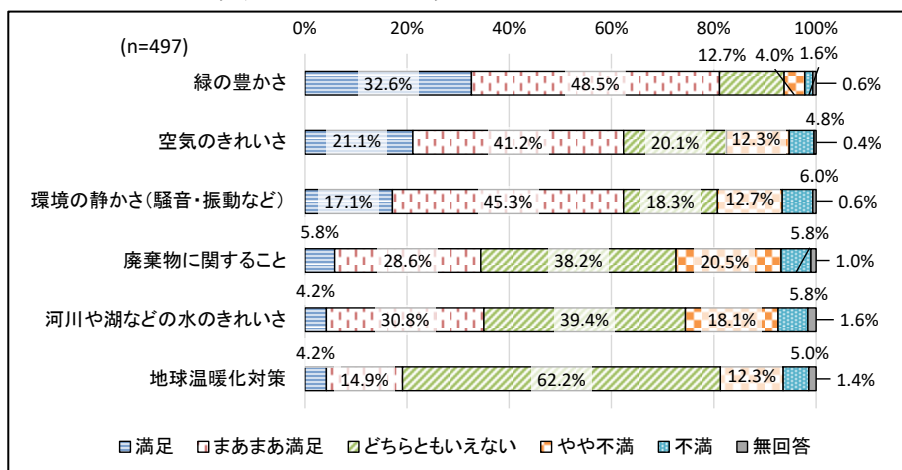
1 市民アンケートの結果の概要

(1) 環境の満足度について

① 満足度

- ・ 「満足」・「まあまあ満足」の回答割合について、「緑の豊かさ」が最も高く81.1%、次いで「空気のきれいさ」・「環境の静かさ（騒音・振動など）」が62.4%となっていました。
- ・ 「不満」・「やや不満」の回答割合について、「廃棄物に関すること」が最も高く26.4%、次いで「河川や湖などの水のきれいさ」が23.9%となっていました。
- ・ 居住地区別にみると、「不満」・「やや不満」の回答割合について、君津地区では「河川や湖などの水のきれいさ」が、その他の地区では「廃棄物に関すること」が最も高くなっていました。

資料図1-1 環境の満足度について



② 「やや不満」・「不満」を選んだ理由

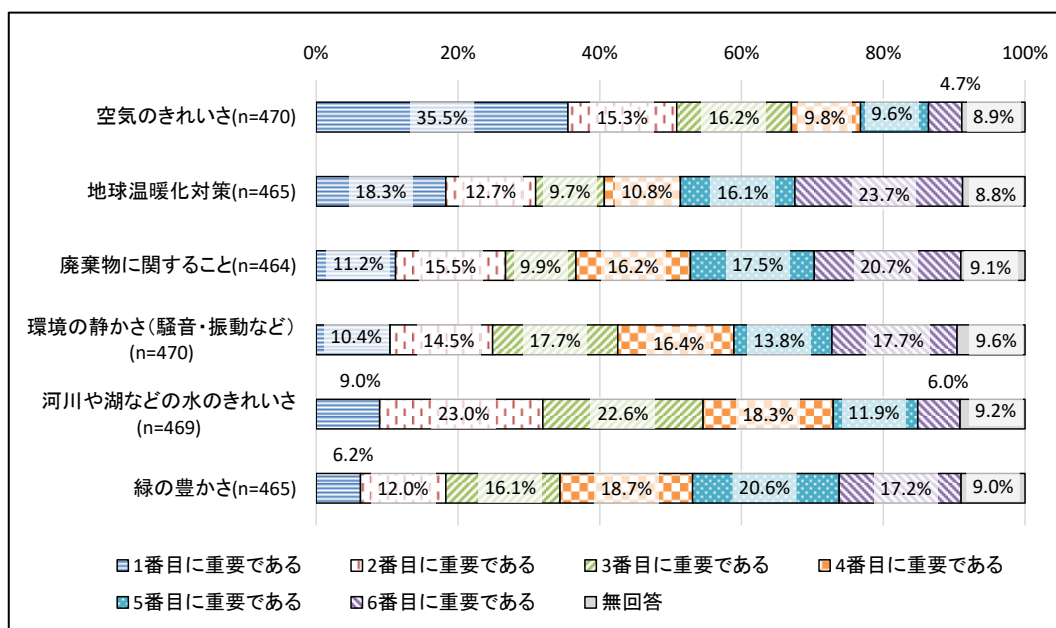
- ・ 各項目で最も回答割合が高かった項目は、「空気のきれいさ」は「工場の煙」が48.2%、「河川や湖などの水のきれいさ」は「ごみなどの浮遊物」が56.3%、「環境の静かさ（騒音・振動など）」は「自動車の騒音・振動」が63.4%、「緑の豊かさ」は「街路樹等の緑が少ない」が50.0%、「地球温暖化対策」は「市民・事業者を牽引する行政の率先的取組が進んでいない」が48.2%、「廃棄物に関すること」は「不法投棄がある」が74.0%となっていました。
- ・ 年代別にみると、「空気のきれいさ」は50代のみ「ごみを燃やす煙」が最も多くなっていました。
- ・ 居住地区別にみると、「河川や湖などの水のきれいさ」は、君津地区のみ「工場などからの排水」が40%を超えていました。「廃棄物に関すること」は、全地区で「不法投棄がある」の回答割合が最も高くなっており、小糸地区では86.7%と特に高くなっていました。

(2) 環境の重要度について

① 重要だと思う項目

- 「1番目に重要である」と回答された割合が高い順に、「空気のきれいさ (35.5%)」、「地球温暖化対策 (18.3%)」、「廃棄物に関すること (11.2%)」、「環境の静かさ (騒音・振動など) (10.4%)」、「河川や湖などの水のきれいさ (9.0%)」、「緑の豊かさ (6.2%)」でした。
- 年代別にみると、「空気のきれいさ」は全年代で1番目に重要であると回答された割合が高く、中でも20～29歳、30～39歳、60～69歳の年代の回答割合は約40%となっていました。
- 居住地区別にみると、「空気のきれいさ」は全地区で1番目に重要であると回答された割合が高く、特に君津地区では約40%となっていました。

資料図1-2 環境に関する項目の重要度について



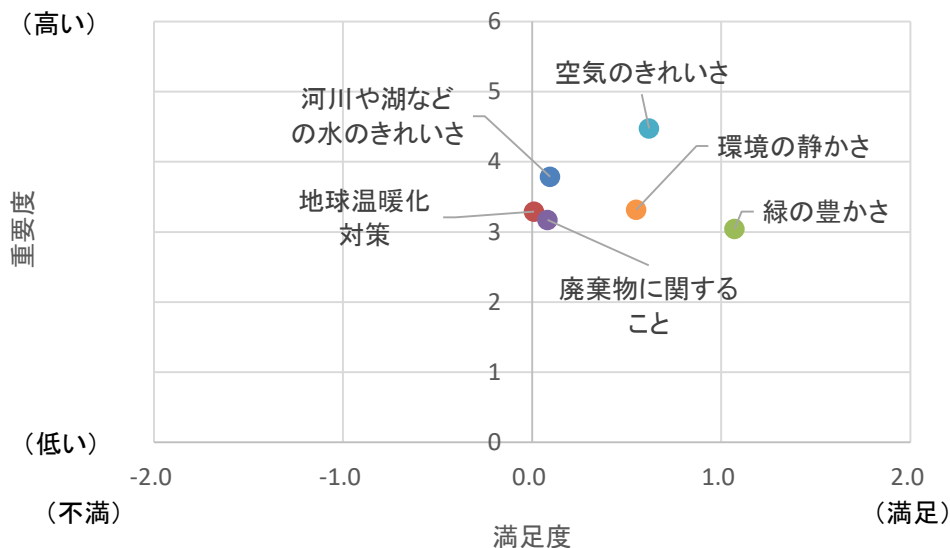
② 各項目で特に重要だと思う内容

- 「空気のきれいさ」は「工場の煙」が48.5%、「河川や湖などの水のきれいさ」は「工場などからの排水」が57.2%、「環境の静かさ (騒音・振動など)」は「自動車の騒音・振動」が64.5%、「緑の豊かさ」は「山や森の緑」が64.4%、「地球温暖化対策」は「再生可能エネルギーの活用」が63.6%、「廃棄物に関すること」は「不法投棄への対応」が61.9%でした。
- 年代別の回答割合について、「空気のきれいさ」は、30～39歳では「空気の汚れによる健康被害」が、60～69歳は「自動車の排ガス」が最も高くなっていました。
- 「河川や湖などの水のきれいさ」は、20～29歳のみ「ごみなどの浮遊物」が最も高くなっていました。

- ・ 「地球温暖化対策」は、30～39歳のみ「省エネルギー化」が最も高くなっていました。
- ・ 「廃棄物に関すること」は、20～59歳は「不法投棄への対応」が、60歳以上は「ごみの減量化・リサイクル」が高い傾向にありました。
- ・ 居住地区別の回答割合について、「空気のきれいさ」は、小櫃地区では「自動車の排ガス」が最も高くなっていました。
- ・ 「河川や湖などの水のきれいさ」は、君津地区で「工場などからの排水」の回答割合が高く、6割以上を占めていました。
- ・ 「廃棄物に関すること」は、君津地区では「ごみの減量化・リサイクル」の回答割合が最も高くなっていました。

◆ (1)・(2) のクロス集計結果

- ・ 「河川や湖などの水のきれいさ」、「地球温暖化対策」、「廃棄物に関すること」は同程度の満足度及び重要度でした。
- ・ 「緑の豊かさ」は、6つの項目の中で満足度が最も高く、重要度が最も低くなっていました。



※(1) (横軸) …満足：2点、まあまあ満足：1点、どちらともいえない：0点、やや不満：-1点、不満：-2点として、回答数から各項目の平均点を算出。

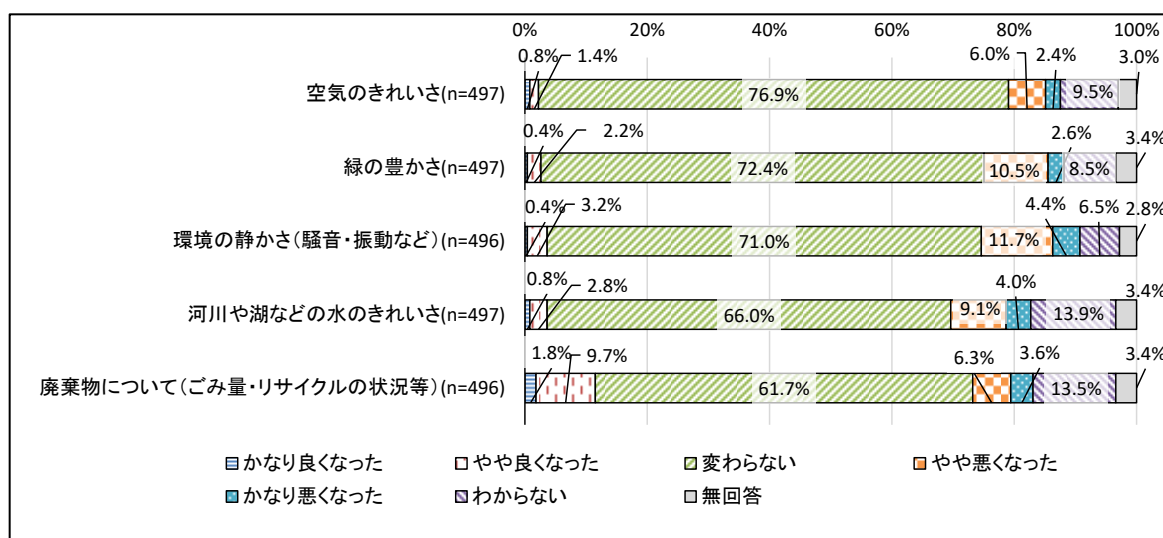
※(2) (縦軸) …1番目に重要である：6点、2番目に重要である：5点、3番目に重要である：4点、4番目に重要である：3点、5番目に重要である：2点、6番目に重要である：1点として、回答数から各項目の平均点を算出。

(3) 住まい周辺の環境の変化（数年～10年程度）について

① 各項目の変化の程度

- 各項目、「変わらない」の回答割合が最も高く、「空気のきれいさ」は76.9%、「緑の豊かさ」は72.4%、「環境の静かさ（騒音・振動など）」は71.0%、「河川や湖などの水のきれいさ」は66.0%、「廃棄物について（ごみ量・リサイクルの状況等）」は61.7%となっていました。
- 「かなり良くなった」・「やや良くなった」の回答割合が最も高かったのは「廃棄物について（ごみ量・リサイクルの状況等）」であり、11.5%となっていました。
- 「かなり悪くなった」・「やや悪くなった」の回答割合が最も高かったのは、「環境の静かさ（騒音・振動など）」であり、16.1%となっていました。
- 年代別にみると、「廃棄物について（ごみ量・リサイクルの状況等）」は、年代が上がるにつれ「かなり良くなった」・「やや良くなった」の割合が高くなる傾向にありました。
- 70歳以上では、他の年代に比べ、「環境の静かさ（騒音・振動など）」について「かなり悪くなった」・「やや悪くなった」と回答した人の割合が高く、2割を超えていました。
- 20～29歳では、全項目について、他の年代と比べ「わからない」の割合が高い傾向にありました。
- 居住地区別にみると、小糸地区では、「かなり悪くなった」・「やや悪くなった」の割合が最も高かった項目は「緑の豊かさ」となっていました。

資料図1-3 住まい周辺の環境の変化について



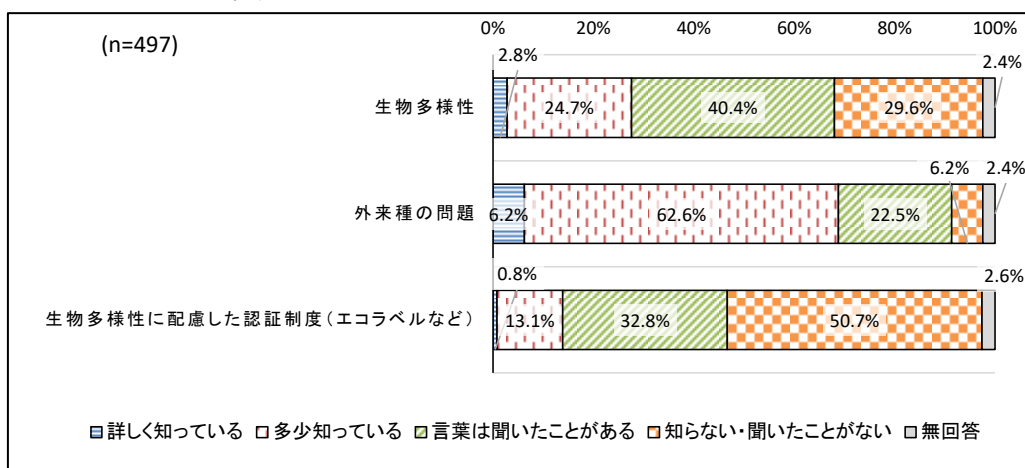
② 「かなり良くなった」・「やや良くなった」、「かなり悪くなった」・「やや悪くなった」理由

- ・ 「廃棄物について（ごみ量・リサイクルの状況等）」の「かなり良くなった」・「やや良くなった」理由は、ごみ捨てルールが守られるようになった、分別がされるようになったといった回答が多くなっていました。
- ・ 「環境の静かさ（騒音・振動など）」の「かなり悪くなった」・「やや悪くなった」理由は、車・バイク等の騒音に関する回答が多くなっていました。

（４）生物多様性に関する認知度

- ・ 「生物多様性」は「言葉は聞いたことがある」と回答した人が最も多く40.4%、「外来種の問題」は「多少知っている」と回答した人が最も多く62.6%、「生物多様性に配慮した認証制度（エコラベルなど）」は「知らない・聞いたことがない」と回答した人が最も多く50.7%でした。
- ・ 年代別の回答傾向について、「生物多様性」、「外来種の問題」は差がみられませんでした。が、「生物多様性に配慮した認証制度（エコラベルなど）」は、20～29歳のみ、「詳しく知っている」・「多少知っている」が20%を超えていました。
- ・ 居住地区別の回答傾向について、差はみられませんでした。

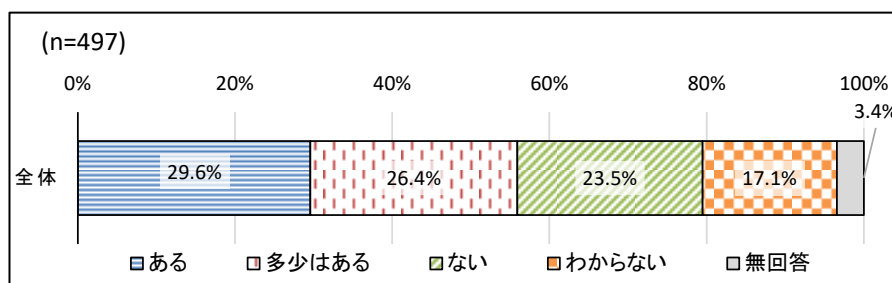
資料図1-4 生物多様性に関する認知度



(5) 自然や動植物などと触れ合える場所の有無

- ・ 「ある」が29.6%で最も多く、次いで「多少はある」が26.4%、「ない」が23.5%、「わからない」が17.1%となっていました。
- ・ 具体的な場所は、「公園」や「自宅周辺」等の回答が多くなっていました。
- ・ 年代別にみると、30～39歳では「ある」・「多少はある」の割合が高く、約70%を占めていました。
- ・ 居住地区別にみると、清和地区及び上総地区では「ある」・「多少はある」の割合が高く、約70%を占めていました。

資料図1-5 自然や動植物などと触れ合える場所の有無

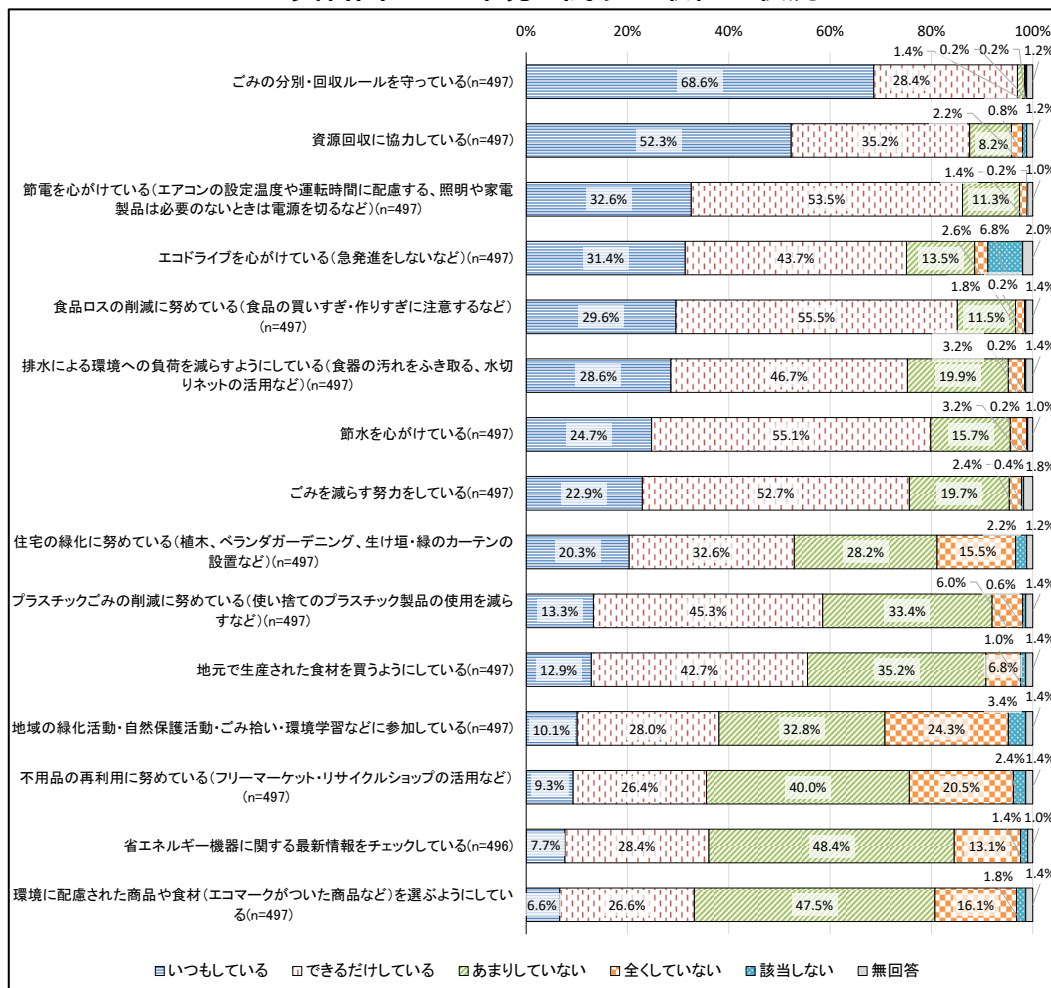


(6) 環境に関する取組の状況について

① 取組状況

- ・ 「いつもしている」の回答割合が高かった取組について、「ごみの分別・回収ルールを守っている」が68.6%、次いで「資源回収に協力している」が52.3%、「節電を心がけている」が32.6%となっていました。
- ・ 年代別にみると、「ごみの分別・回収ルールを守っている」を「いつもしている」と回答した人の割合は20～29歳が最も低く、年代が上がるにつれ高くなる傾向にありました。
- ・ 「食品ロスの削減に努めている」は、20～29歳では「いつもしている」と回答した人が約40%であったのに対し、30歳以上の年代では30%未満となっていました。
- ・ 全年代を通じて「省エネルギー機器に関する最新情報をチェックしている」や「環境に配慮された商品や食材（エコマークがついた商品など）を選ぶようにしている」は、「あまりしていない」・「全くしていない」の割合が高くなっていました。
- ・ 「地域の緑化活動・自然保護活動・ごみ拾い・環境学習などに参加している」は、20～29歳・30～39歳の年代で「あまりしていない」・「全くしていない」が30%を超えていました。
- ・ 「不用品の再利用に努めている」は、60～69歳・70歳以上の年代で「あまりしていない」・「全くしていない」の回答割合が約30%以上となっていました。

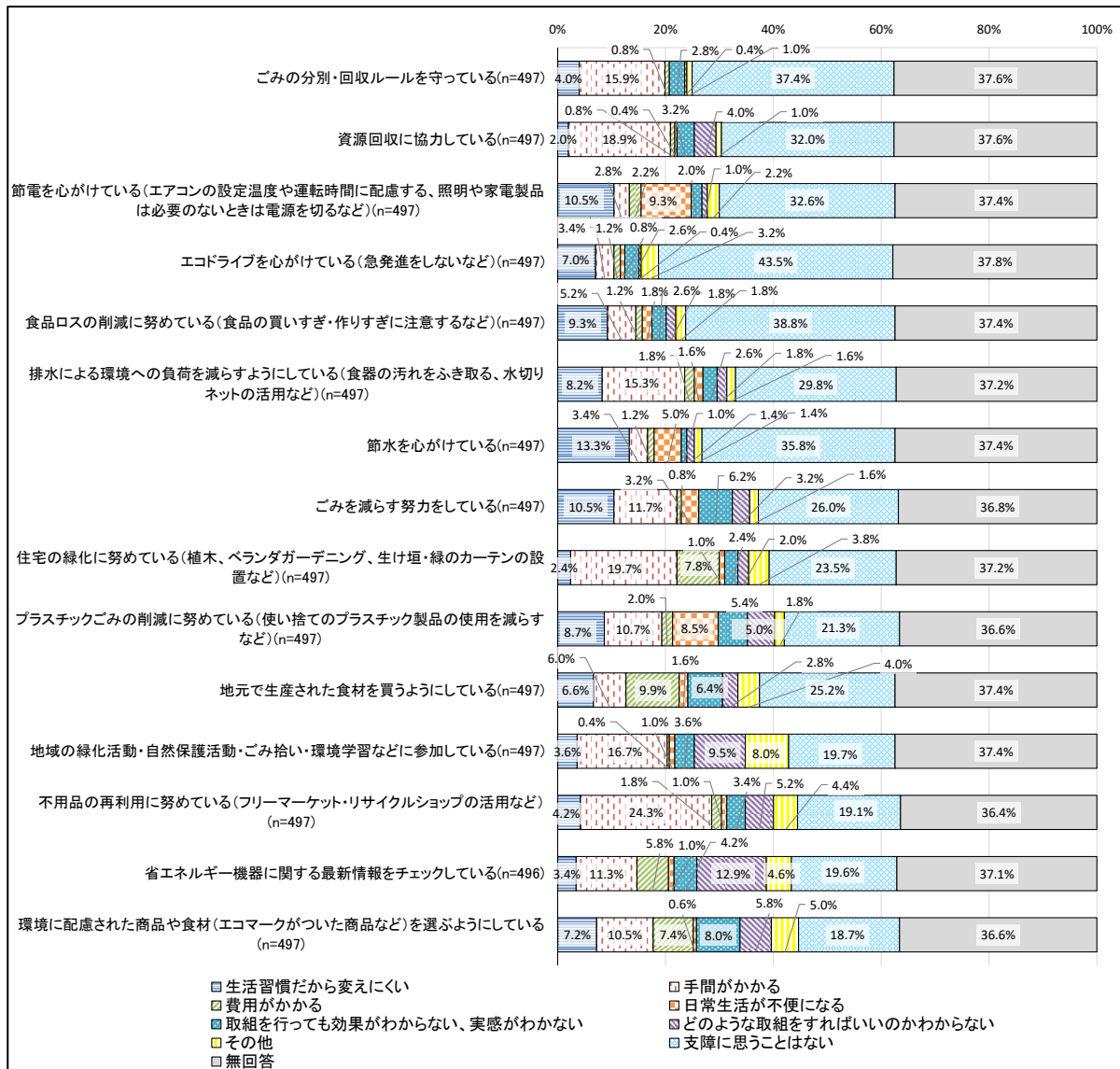
資料図1-6 環境に関する取組の状況



② 取組を行うにあたって支障であると感じること

- ・ 各項目、「支障に思うことはない」と回答した人が多く、次いで「手間がかかる」と回答した人が多い傾向にありました。
- ・ 年代別にみると、年代が低いほど、「手間がかかる」や「費用がかかる」の割合が高い傾向にありました。
- ・ 居住地区別にみると、小糸地区では、不用品の再利用について「手間がかかる」の回答割合が高く、約40%を占めていました（他地区では～20%程度）。

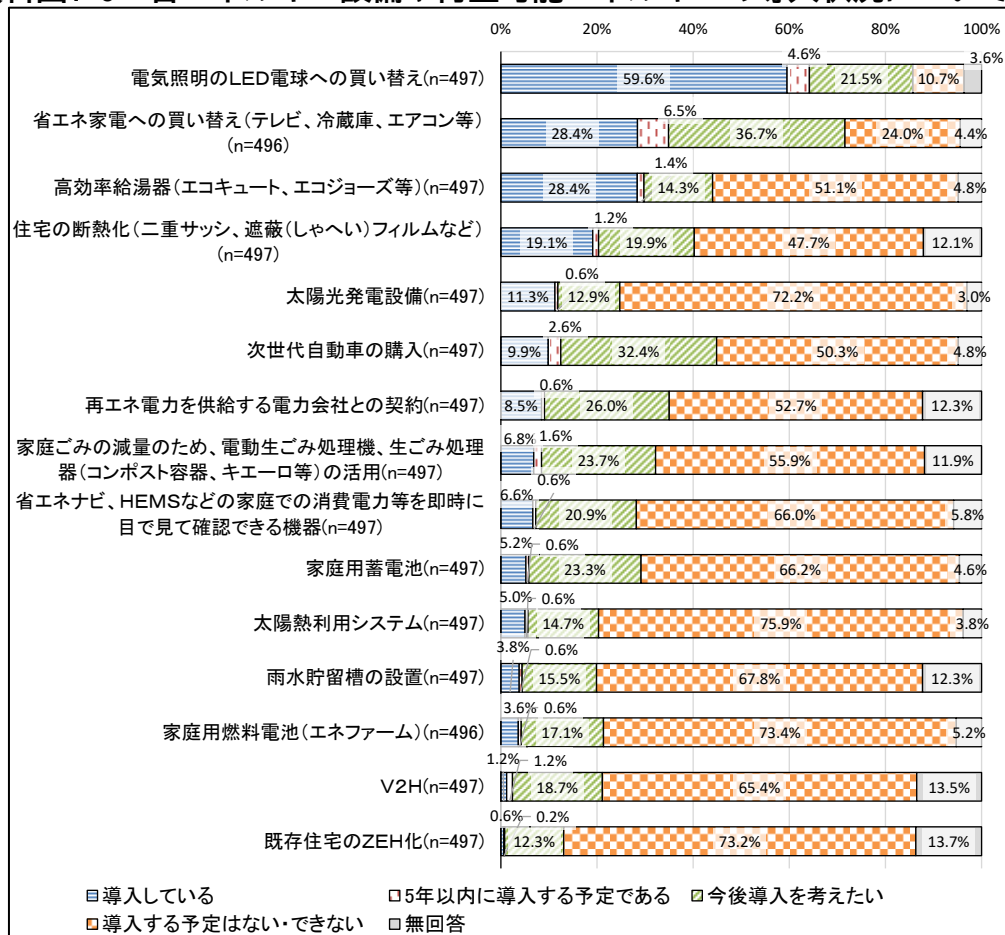
資料図1-7 取組を行うにあたって支障であると感じること



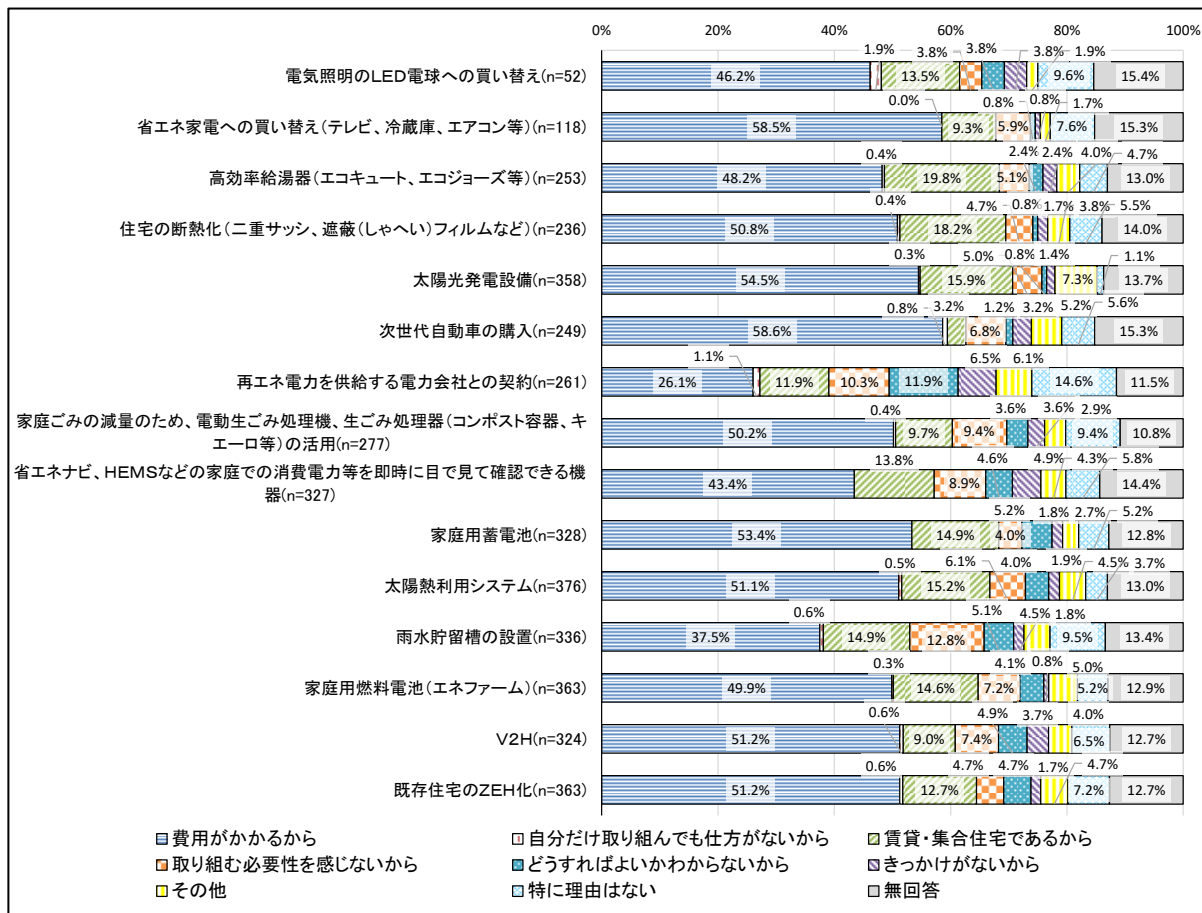
(7) 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入状況について

- ・ 「導入している」設備等は、「電気照明のLED電球への買い替え」が最も高く59.6%、次いで「高効率給湯器」・「省エネ家電への買い替え」が28.4%となっていました。
- ・ 「電気照明のLED電球への買い替え」及び「省エネ家電への買い替え」以外の設備等については、約50%以上の人が「導入する予定はない・できない」と回答しました。
- ・ 「導入する予定はない・できない」理由としては、いずれの設備についても「費用がかかるから」の回答割合が最も高くなっていました。また、「再エネ電力を供給する電力会社との契約」については、「賃貸・集合住宅であるから」との回答が11.9%でした。
- ・ 次世代自動車を「導入している」または「5年以内に導入する予定である」と回答した人のうち、自動車の種類は「ハイブリッド自動車」が最も割合が高く72.1%、次いで「電気自動車」が9.8%、「プラグインハイブリッド自動車」が8.2%となっていました。
- ・ 年代別にみると、50～59歳は、「再エネ電力を供給する電力会社との契約」を「今後導入を考えたい」と回答した人の割合が46.8%と、他年代（10～30%）と比べ高くなっていました。
- ・ 居住地区別の回答傾向に差はみられませんでした。

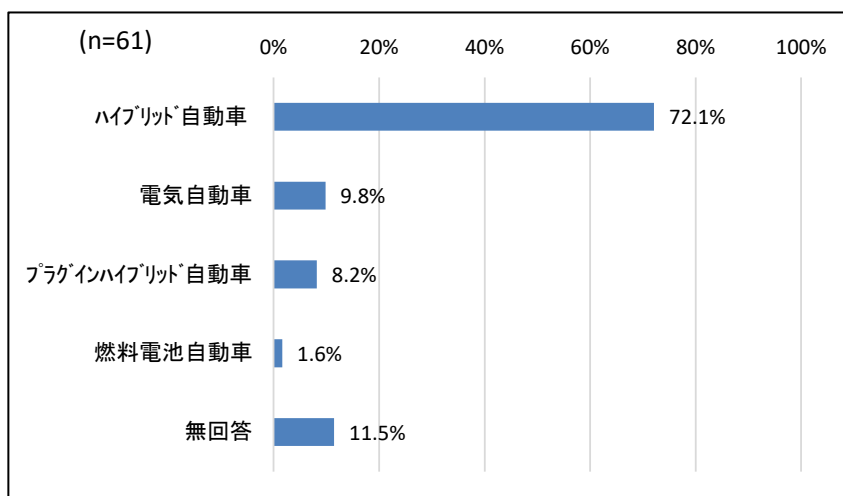
資料図1-8 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入状況について



資料図1-9 「導入する予定はない・できない」理由



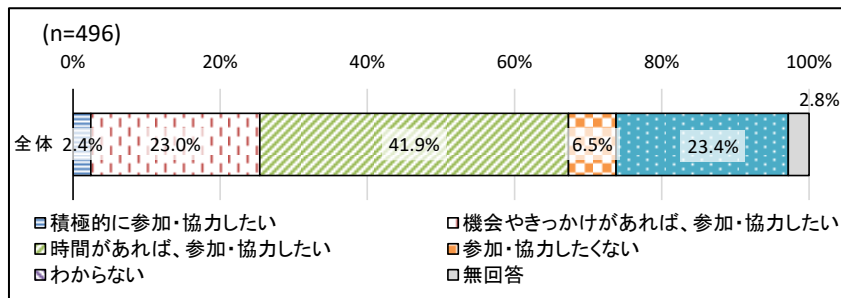
資料図1-10 次世代自動車の導入状況・導入予定



(8) 環境に関係した活動への参加・協力について

- ・ 「時間があれば、参加・協力したい」が41.9%と最も高く、次いで「わからない」が23.4%、「機会やきっかけがあれば、参加・協力したい」が23.0%となっていました。
- ・ 年代別、居住地区別での回答傾向に差はみられませんでした。

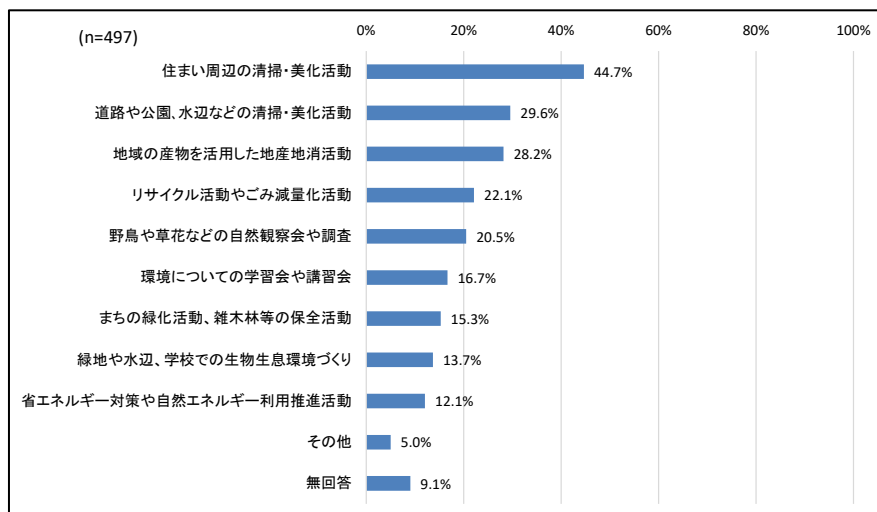
資料図1-11 環境に関係した活動への参加・協力について



(9) どのような環境に関係した活動になら、参加・協力してみたいと思うか

- ・ 「住まい周辺の清掃・美化活動」が44.7%と最も高く、次いで「道路や公園、水辺などの清掃・美化活動」が29.6%、「地域の産物を活用した地産地消活動」が28.2%となっていました。
- ・ 病気や年齢等の理由により参加できないという回答が確認されました。
- ・ 年代別にみると、20～29歳・30～39歳・40～49歳の年代では、「地域の産物を活用した地産地消活動」の回答割合が3～4割と、50歳以上の年代に比べて高くなっていました。
- ・ 60～69歳・70歳以上では、各種清掃・美化活動、リサイクル活動やごみ減量化活動などの回答割合が高い傾向にありました。
- ・ 居住地区別にみると、君津地区・小糸地区では、「野鳥や草花などの自然観察会や調査」の回答割合が他の地区と比べて高くなっていました。

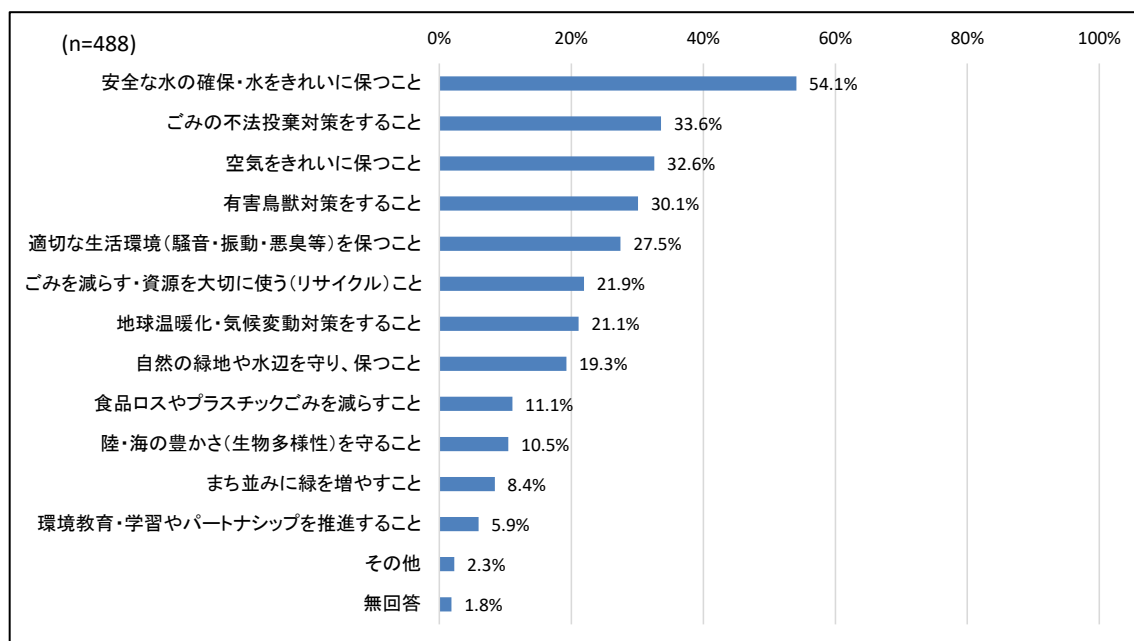
資料図1-12 どのような環境に関係した活動になら参加・協力してみたいと思うか



(10) 環境に関することの中で市が優先して行うべきこと

- ・ 「安全な水の確保・水をきれいに保つこと」が54.1%と最も高く、次いで「ごみの不法投棄対策をすること」が33.6%、「空気をきれいに保つこと」が32.6%となっていました。
- ・ 年代別にみると、「有害鳥獣対策をすること」は年代が上がるにつれて回答割合が高くなる傾向にあり、60～69歳・70歳以上の年代では、「安全な水の確保・水をきれいに保つこと」に次いで2番目に回答割合が高い項目となっていました。
- ・ 居住地区別にみると、小糸地区・清和地区・小櫃地区・上総地区では「有害鳥獣対策をすること」の回答割合が高くなっており、特に上総地区では、62.7%と全項目の中で最も高くなっていました。

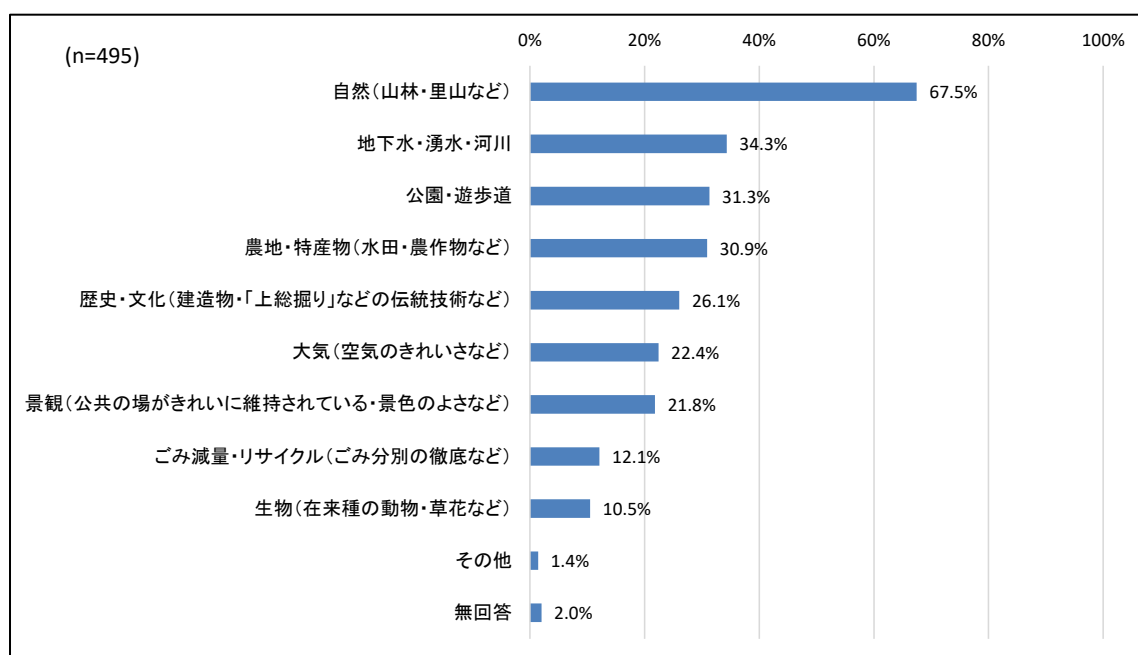
資料図1-13 環境に関することの中で市が優先して行うべきこと



(11) 君津市の環境で自慢に思うこと、大切にしたいところ、子どもたちに残したいもの

- ・ 「自然（山林・里山など）」が67.5%と最も高く、次いで「地下水・湧水・河川」が34.3%、「公園・遊歩道」が31.3%となっていました。
- ・ 年代別にみると、年代が上がるにつれて「地下水・湧水・河川」の回答割合が高くなる傾向にありました。
- ・ 居住地区別では、全地区で「自然（山林・里山など）」が最も多くなっていましたが、2番目に回答が多かった項目にはばらつきがあり、君津地区は「公園・遊歩道」、小糸・清和地区は「農地・特産物（水田・農作物など）」、小櫃地区は「地下水・湧水・河川」、上総地区は「歴史・文化（建造物・「上総掘り」などの伝統技術など）」となっていました。

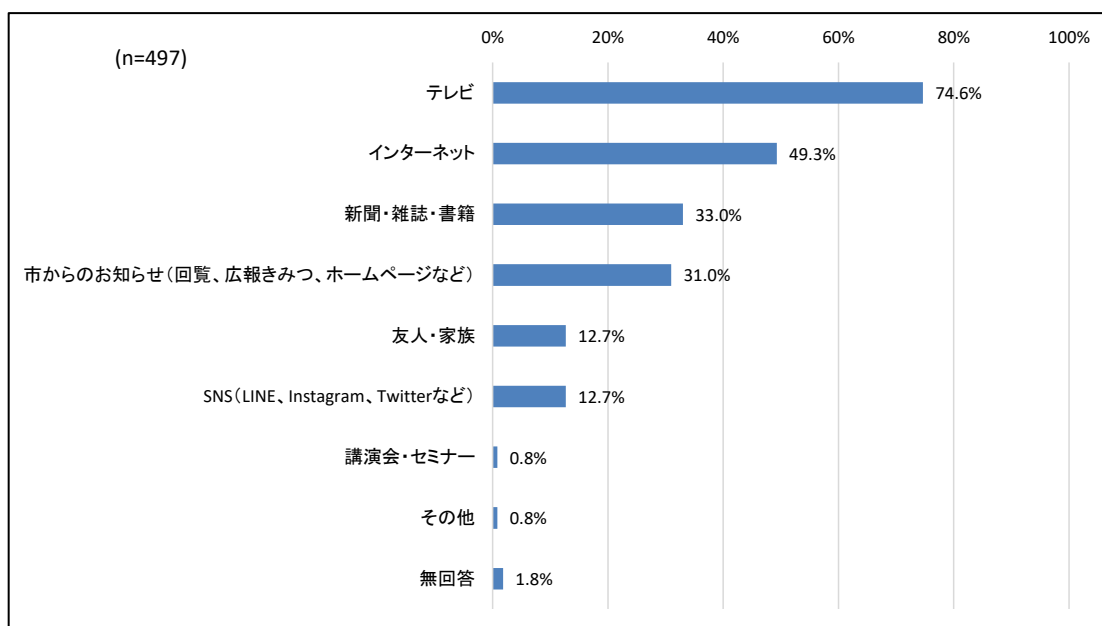
資料図1-14 君津市の環境で自慢に思うこと、大切にしたいところ、子どもたちに残したいもの



(12) 環境に関する情報の入手媒体

- ・ 「テレビ」が74.6%と最も高く、次いで「インターネット」が49.3%、「新聞・雑誌・書籍」が33.0%となっていました。
- ・ 年代別にみると、20～29歳では「SNS」が27.2%と他年代に比べて高くなっていました。
- ・ 60～69歳・70歳以上の年代では、「テレビ」に次いで「新聞・雑誌・書籍」等の回答割合が高くなっていました。
- ・ 年代が上がるにつれて、「市からのお知らせ」を情報入手媒体として利用する割合が高くなっていました。
- ・ 居住地区別にみると、清和地区では「テレビ」、「市からのお知らせ」、「新聞・雑誌・書籍」の順、小櫃地区では「テレビ」、「新聞・雑誌・書籍」、「市からのお知らせ」の順となっていました。

資料図1-15 環境に関する情報の入手媒体



(13) 住まい周辺の環境について気になること（自由記述）

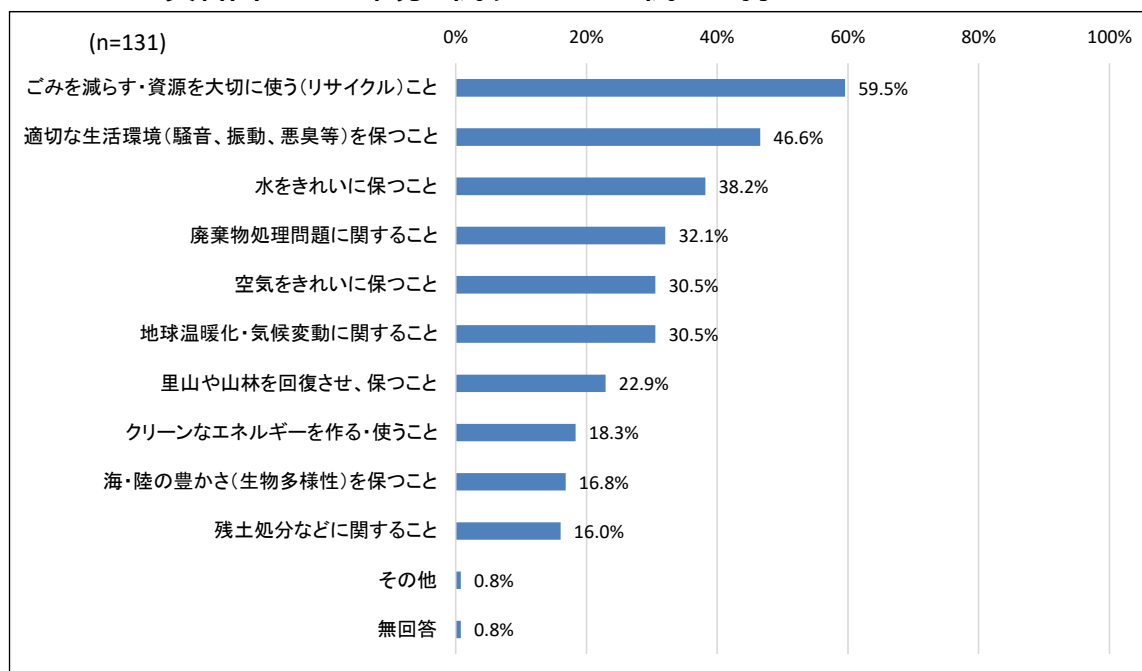
- ・ 君津地区では、ごみ、騒音・振動等についての意見が多く寄せられました。
- ・ 小糸地区では、有害鳥獣被害、農地・山林・緑、大気質等についての意見が多く寄せられました。
- ・ 清和地区では、有害鳥獣被害等についての意見が多く寄せられました。
- ・ 小櫃地区では、有害鳥獣被害、騒音・振動等についての意見が多く寄せられました。
- ・ 上総地区では、有害鳥獣被害、農地・山林・緑等についての意見が多く寄せられました。

2 事業者アンケートの結果の概要

(1) 環境に関することで関心を持っていること

- ・ 「ごみを減らす・資源を大切に使う（リサイクル）こと」が59.5%と最も多く、次いで「適切な生活環境（騒音、振動、悪臭等）を保つこと」が46.6%、「水をきれいに保つこと」が38.2%となっていました。
- ・ 従業員規模別（事業所）にみると、「ごみを減らす・資源を大切に使う（リサイクル）こと」、「適切な生活環境（騒音、振動、悪臭等）を保つこと」、「地球温暖化・気候変動に関すること」は、従業員規模が大きいほど関心が高くなる傾向にありました。
- ・ 「水をきれいに保つこと」は従業員規模が小さいほど関心が高い傾向にありました。

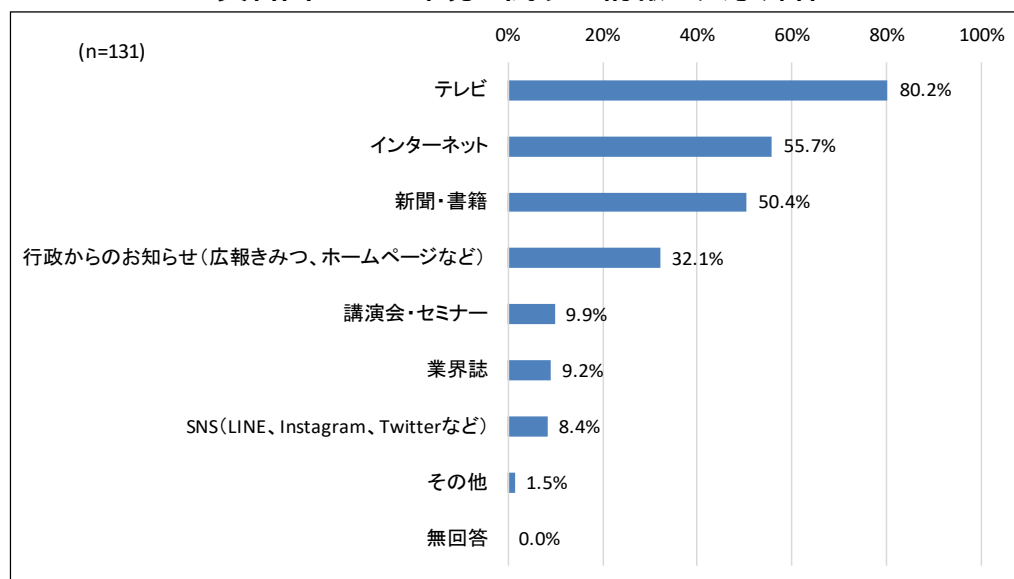
資料図1-16 環境に関することで関心を持っていること



(2) 環境に関する情報の入手媒体

- ・ 「テレビ」が80.2%と最も多く、次いで「インターネット」が55.7%、「新聞・書籍」が50.4%、「行政からのお知らせ（広報きみつ、ホームページなど）」が32.1%、「講演会・セミナー」が9.9%、「業界誌」が9.2%、「SNS（LINE、Instagram、Twitterなど）」が8.4%でした。
- ・ 従業員規模別（事業所）では、「講演会・セミナー」、「インターネット」は従業員規模が大きいほど、回答割合が高い傾向にありました。

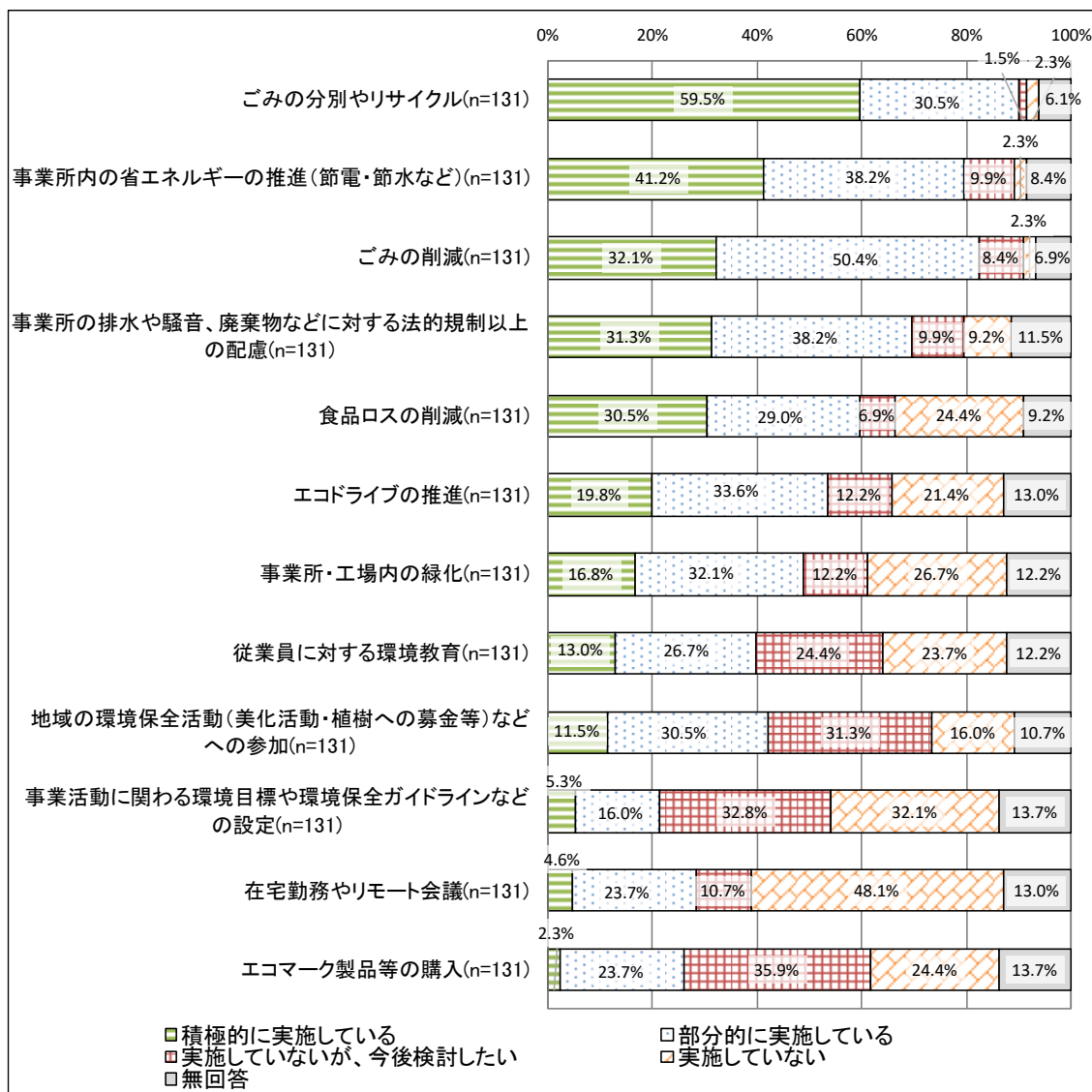
資料図1-17 環境に関する情報の入手媒体



(3) 環境に関する取組状況について

- ・ 「積極的に実施している」及び「部分的に実施している」と回答された割合は、「ごみの分別やりサイクル」が90.0%で最も高く、次いで「事業所内の省エネルギーの推進（節電・節水など）」が79.4%、「ごみの削減」が82.5%となっていました。
- ・ 「実施していないが、今後検討したい」と回答された割合は、「エコマーク製品等の購入」が35.9%で最も高く、次いで「事業活動に関わる環境目標や環境保全ガイドラインなどの設定」が32.8%となっていました。
- ・ 「実施していない」取組は、「在宅勤務やりリモート会議」が48.1%で最も高く、次いで「事業活動に関わる環境目標や環境保全ガイドラインなどの設定」が32.1%、「事業所・工場内の緑化」が26.7%となっていました。
- ・ 従業員規模別（事業所）では、従業員規模が大きいほどいずれの取組も「部分的に実施している」及び「実施していないが、今後検討したい」の割合が高い傾向にありました。
- ・ 取組を「実施していない」理由について、「ごみの削減」、「事業所内の省エネルギーの推進（節電・節水など）」、「ごみの分別やりサイクル」以外の取組では、「事業活動に関係しないから」の割合が最も高くなっていました。次いで「ノウハウが不足しているから」の割合が高い傾向にありました。
- ・ 「実施していない」理由を従業員規模別（事業所）で見ると、1～9人では「事業所内の省エネルギーの推進（節電・節水など）」及び「ごみの削減」の項目を除き、「事業活動に関係しないから」の割合が高い傾向にありました。10人以上では「食品ロスの削減」、「在宅勤務やりリモート会議」、「事業所・工場内の緑化」及び「エコマーク製品等の購入」の項目を除き、「ノウハウが不足しているから」の割合が高い傾向にありました。

資料図1-18 環境に関する取組状況について

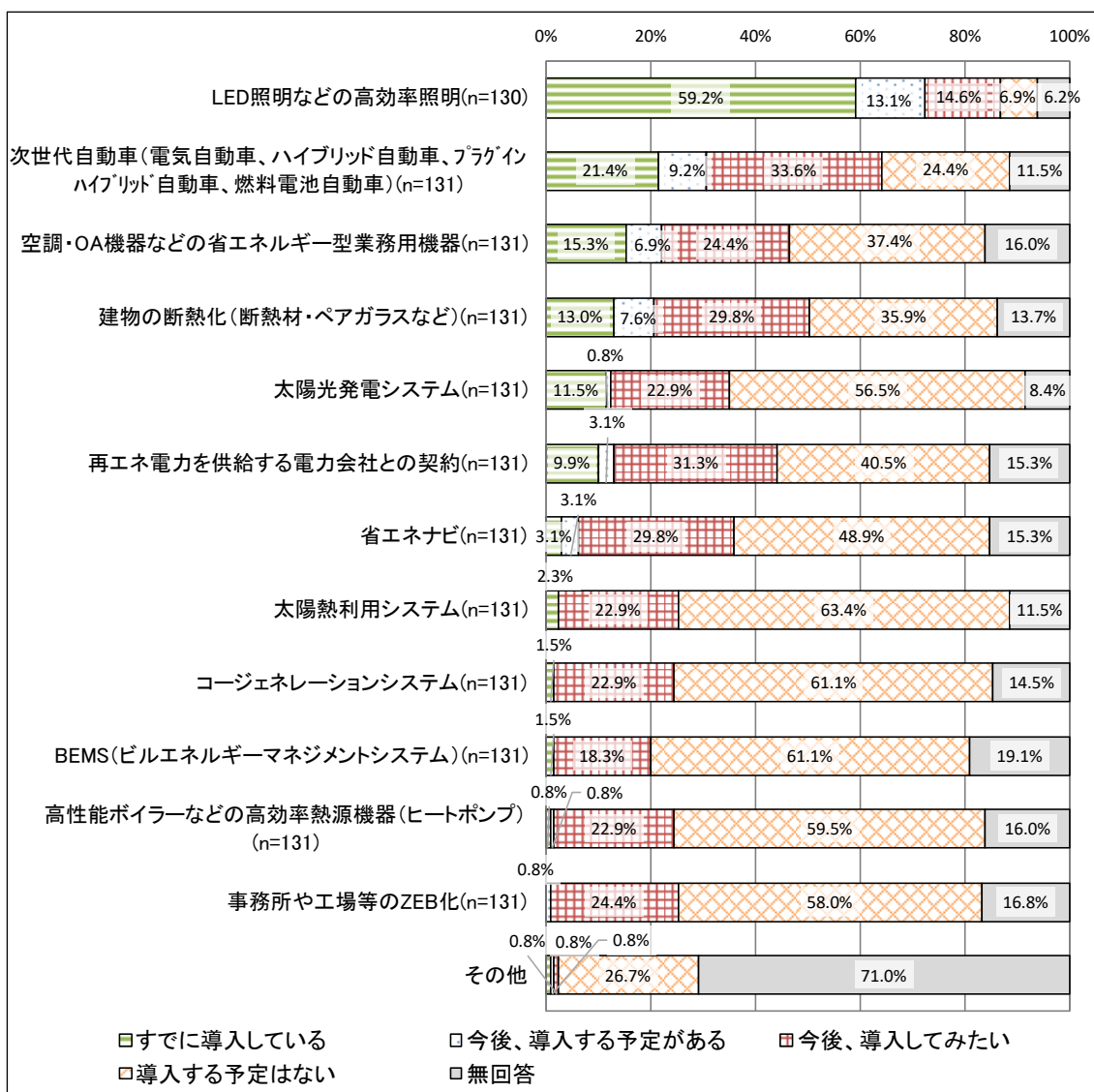


(4) 省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入状況について

- ・ 「すでに導入している」及び「今後、導入する予定がある」の回答割合は、「LED照明などの高効率照明」が72.3%で最も高く、次いで「次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）」が30.6%、「空調・OA機器などの省エネルギー型業務用機器」が22.2%となっていました。
- ・ 「今後、導入してみたい」の回答割合は、「次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）」が33.6%で最も高く、次いで「再エネ電力を供給する電力会社との契約」が31.3%となっていました。
- ・ 「導入する予定はない」の回答割合は、「太陽熱利用システム」が63.4%で最も高く、次いで「コージェネレーションシステム」及び「BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）」が61.1%となっていました。

- ・ 従業員規模別（事業所）にみると、従業員規模が大きいほど「省エネナビ」の項目で、「実施していないが、今後検討したい」の回答割合が高い傾向にありました。
- ・ 「導入する予定はない」理由について、「LED照明などの高効率照明」及び「再エネ電力を供給する電力会社との契約」以外は、「費用がかかるから」の回答割合が最も高くなっていました。
- ・ 「再エネ電力を供給する電力会社との契約」及び「事業所や工場等のZEB化」を「導入する予定はない」理由として、「手間や時間がかかるから」といった回答がみられました。
- ・ 「実施していない」理由を従業員規模別（事業所）でみると、従業員規模が小さいほど「賃貸であるから」、「取り組む必要性を感じないから」及び「どうすればよいかわからないから」の回答割合が高い傾向にありました。

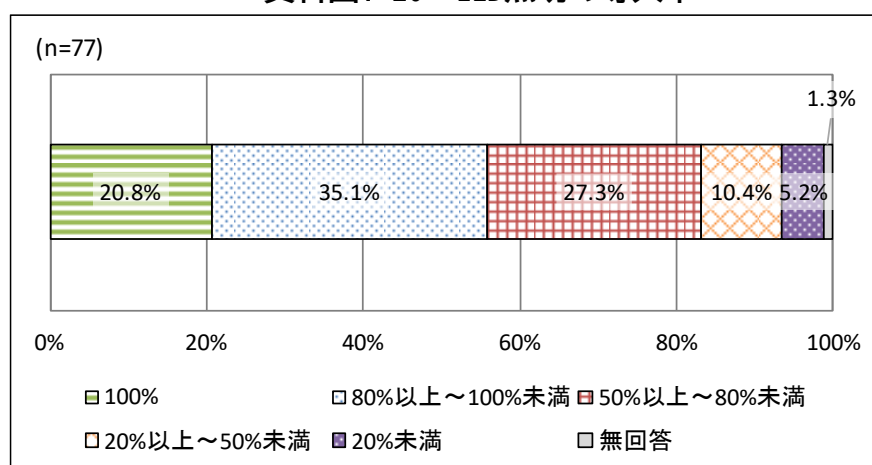
資料図1-19 省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入状況について



(5) LED照明の導入率について

- ・ (4) でLED照明を「すでに導入している」と答えた事業者について、その導入率は、「80%以上～100%未満」が35.1%、「50%以上～80%未満」が27.3%、「100%」が20.8%、「20%以上～50%未満」が10.4%、「20%未満」が5.2%となっていました。
- ・ 従業員規模別（事業所）では、いずれの規模においても「80%以上～100%未満」と回答した事業者が最も多く、10人以上の事業者では「100%」と回答した事業者はありませんでした。

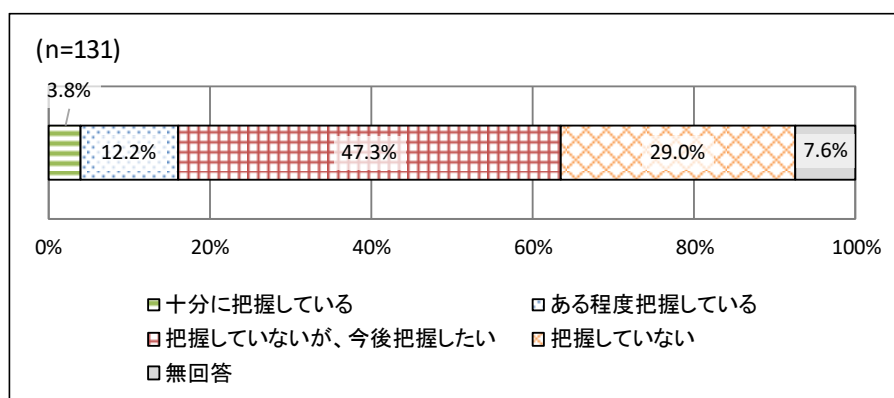
資料図1-20 LED照明の導入率



(6) 自社の温室効果ガス排出量について

- ・ 「把握していないが、今後把握したい」が47.3%、「把握していない」が29.0%、「ある程度把握している」が12.2%、「十分に把握している」が3.8%となっていました。
- ・ 「把握していない」理由は「把握する方法がわからない」との回答が大半を占めていました。
- ・ 従業員規模別（事業所）では、いずれの規模においても「把握していないが、今後把握したい」の回答割合が最も高く、約40～50%を占めていました。

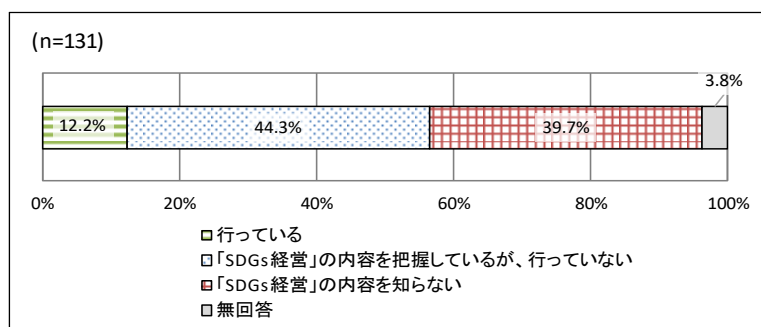
資料図1-21 自社の温室効果ガス排出量について



(7) 「SDGs経営」の考えを取り入れた事業活動について

- ・ 「「SDGs経営」の内容を把握しているが、行っていない」が44.3%、「「SDGs経営」の内容を知らない」が39.7%、「行っている」が12.2%となっていました。
- ・ 従業員規模別（会社全体）では、1～9人で「「SDGs経営」の内容を知らない」の回答割合が最も高く約50%を占めていました。10～49人及び50人以上では「「SDGs経営」の内容を把握しているが、行っていない」の回答割合が最も高く、約60%を占めていました。

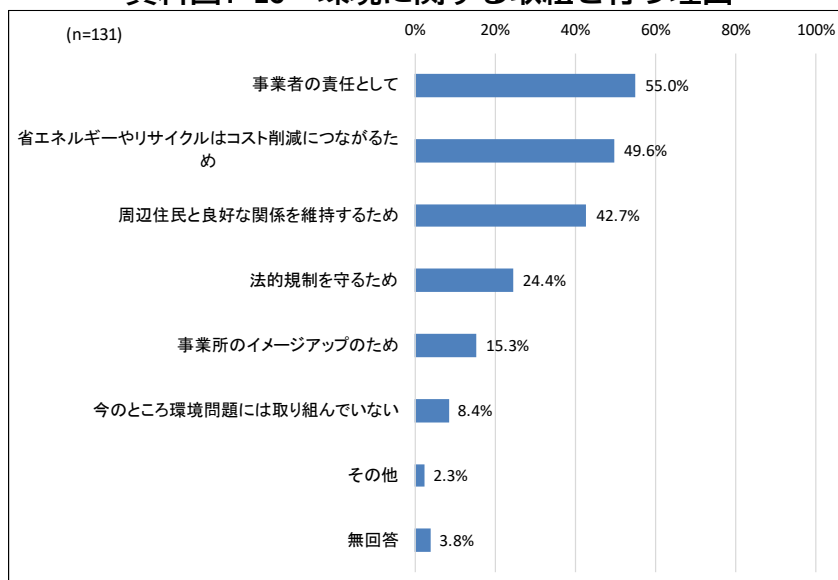
資料図1-22 「SDGs経営」の考えを取り入れた事業活動について



(8) 環境に関する取組を行う理由

- ・ 「事業者の責任として」が55.0%と最も高く、次いで「省エネルギーやリサイクルはコスト削減につながるため」が49.6%、「周辺住民と良好な関係を維持するため」が42.7%となっていました。
- ・ 従業員規模別（事業所）では、従業員規模が大きいほど「省エネルギーやリサイクルはコスト削減につながるため」の回答割合が高い傾向にありました。一方で、従業員規模が小さいほど「今のところ環境問題には取り組んでいない」の回答割合が高い傾向にありました。

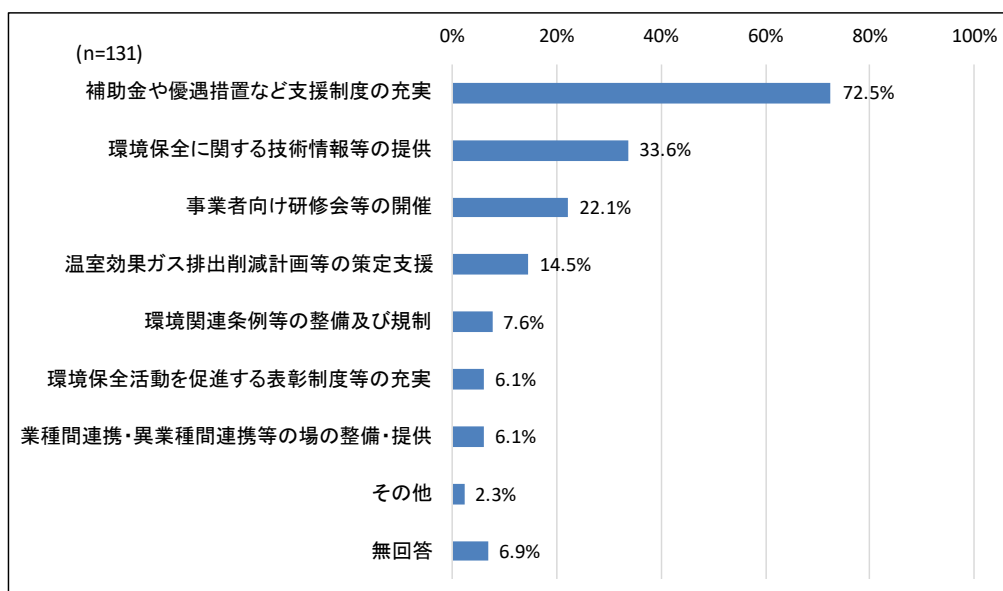
資料図1-23 環境に関する取組を行う理由



(9) 今後、環境に関する取組を行うにあたって、行政に期待する施策

- ・ 「補助金や優遇措置などの支援制度の充実」が72.5%と最も高く、次いで「環境保全に関する技術情報等の提供」が33.6%、「事業者向け研修会等の開催」が22.1%となっていました。
- ・ 従業員規模別（事業所）にみると、「補助金や優遇措置などの支援制度の充実」、「環境保全に関する技術情報等の提供」、「事業者向け研修会等の開催」及び「環境関連条例等の整備及び規制」は従業員規模が大きいほど、回答割合が高くなる傾向にありました。

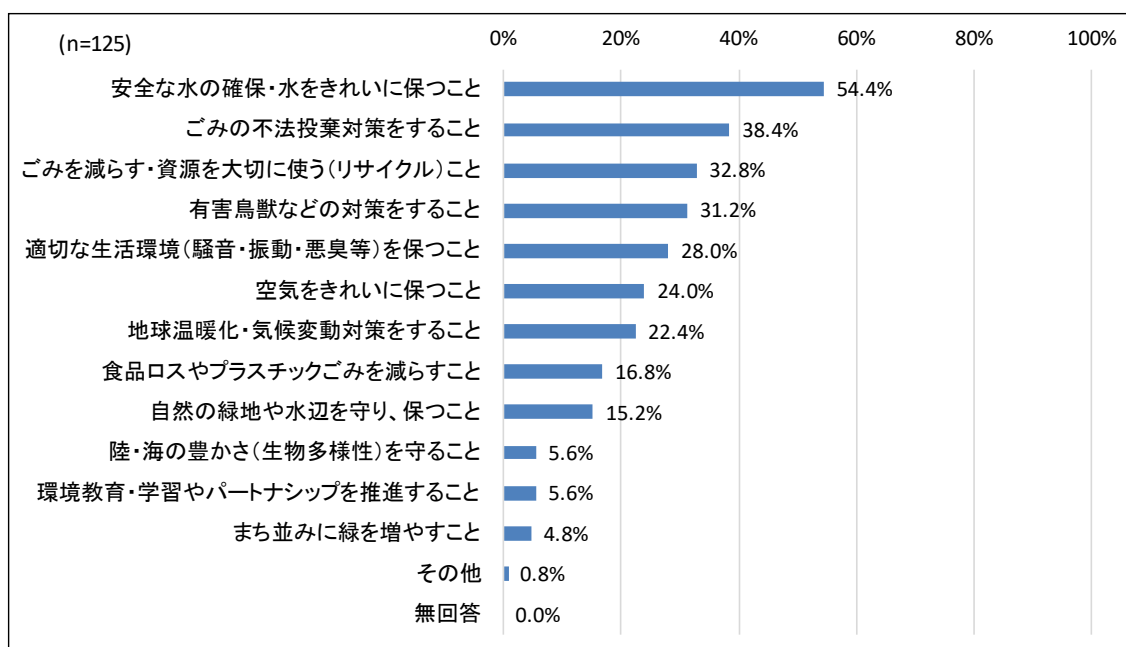
資料図1-24 今後環境に関する取組を行うにあたって行政に期待する施策



(10) 環境施策の中で市が優先して行うべきこと

- ・ 「安全な水の確保・水をきれいに保つこと」が54.4%と最も高く、次いで「ごみの不法投棄対策をすること」が38.4%、「ごみを減らす・資源を大切に使う（リサイクル）こと」が32.8%となっていました。
- ・ 従業員規模別（事業所）にみると、「地球温暖化・気候変動対策をすること」は従業員規模が大きいほど、回答割合が高くなる傾向にありました。一方で、「有害鳥獣などの対策をすること」、「食品ロスやプラスチックごみを減らすこと」は従業員規模が小さいほど回答割合が高くなっていました。

資料図1-25 環境施策の中で市が優先して行うべきこと



3 地区別タウンミーティング結果の概要

市内5地区（君津地区、小糸地区、清和地区、小櫃地区、上総地区）において、「地域の環境で将来に引き継ぎたいもの」、「環境を引き継ぐために地域住民みんなで行きたいこと」、「市の環境行政に期待する取組や支援」等について、自治会長と意見交換を実施するタウンミーティング（自治会長と市長のまちづくり懇談会）を開催しました。

地区別タウンミーティングにおける主な意見は次のとおりです。

資料表1-2 地区別タウンミーティングの結果概要

地区	地域の環境で将来に引き継ぎたいもの	環境を引き継ぐため地域住民みんなで行きたいこと	市に期待する取組・支援
君津地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別・適正な排出が行われていること ・清掃活動 ・美化活動 ・農地・山林・樹木 ・地下水・井戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別・適正な排出の徹底と継続 ・清掃・美化活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する活動や取組への補助・助成・支援 ・公園や道路等の緑（草木）の適正な管理 ・不法投棄対策 ・環境に関する活動の周知の強化
小糸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水・湧水・井戸 ・農地・里山 	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺や道路等の緑（草等）の適正な管理 ・ごみの分別回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺や道路等の緑（草木）の適正な管理 ・不法投棄対策 ・有害鳥獣対策 ・再生可能エネルギー設備の導入推進
清和地区	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・里山 ・景観 ・美化活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・美化活動 ・後継者育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の緑（草木等）の適正な管理 ・有害鳥獣対策 ・空き地・空き家対策 ・各種環境整備への補助・助成
小櫃地区	<ul style="list-style-type: none"> ・神社等の緑 ・農地・山林 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地や道路等の緑（草等）の適正な管理 ・美化活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策 ・緑（草木）の適正管理
上総地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水・湧水 ・河川 ・農地 ・公園・遊歩道 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・美化活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・水質検査 ・耕作放棄地の管理

2 策定の過程

資料表 2-1 第3次君津市環境基本計画策定の過程

開催日	会議等	内容
令和5（2023）年 4月25日	環境基本計画連絡会議	第3次君津市環境基本計画について
令和5（2023）年 4月27日	君津市環境審議会	第3次君津市環境基本計画の策定について
令和5（2023）年 5月9日	君津市環境基本計画推進 委員会幹事会	第3次君津市環境基本計画の策定方針について
令和5（2023）年 5月16日	君津市環境基本計画推進 委員会	第3次君津市環境基本計画の策定方針について
令和5（2023）年 7月13日～ 令和5（2023）年 7月31日	市民・事業者アンケート	君津市の環境についてのアンケートの実施
令和5（2023）年 8月25日	君津市環境基本計画推進 委員会幹事会	第3次君津市環境基本計画の骨子について
令和5（2023）年 9月1日	自治会長と市長のまちづくり懇談会（小櫃地区）	第3次君津市環境基本計画の策定について
令和5（2023）年 9月2日	自治会長と市長のまちづくり懇談会（上総地区）	第3次君津市環境基本計画の策定について
令和5（2023）年 9月2日	自治会長と市長のまちづくり懇談会（小糸地区）	第3次君津市環境基本計画の策定について
令和5（2023）年 9月5日	君津市環境基本計画推進 委員会	第3次君津市環境基本計画の骨子について
令和5（2023）年 9月7日	自治会長と市長のまちづくり懇談会（清和地区）	第3次君津市環境基本計画の策定について
令和5（2023）年 9月12日	自治会長と市長のまちづくり懇談会（君津地区）	第3次君津市環境基本計画の策定について
令和5（2023）年 9月26日	君津市環境基本計画推進 委員会幹事会	第3次君津市環境基本計画のたたき台について
令和5（2023）年 10月5日	君津市環境基本計画推進 委員会	第3次君津市環境基本計画のたたき台について
令和5（2023）年 11月6日	君津市環境審議会	第3次君津市環境基本計画の策定状況について

開催日	会議等	内容
令和5（2023）年 11月7日	君津市環境基本計画推進 委員会幹事会	第3次君津市環境基本計画の素案に ついて
令和5（2023）年 11月16日	君津市環境基本計画推進 委員会	第3次君津市環境基本計画の素案に ついて
令和5（2023）年 12月15日	君津市議会全員協議会	第3次君津市環境基本計画（素案） について
令和5（2023）年 12月19日	君津市環境審議会	第3次君津市環境基本計画（素案） について
令和5（2023）年 12月22日～ 令和6（2024）年 1月23日	まちづくり意見公募（パ ブリックコメント）	まちづくり意見公募手続（パブリッ クコメント）の実施
令和6（2024）年 1月26日	君津市環境基本計画推進 委員会幹事会	第3次君津市環境基本計画（素案） に係るまちづくり意見公募手続の実 施結果について
令和6（2024）年 2月7日	君津市環境基本計画推進 委員会（書面決裁）	第3次君津市環境基本計画（素案） に係るまちづくり意見公募手続の実 施結果について
令和6（2024）年 2月8日	君津市議会全員協議会	第3次君津市環境基本計画（素案） に係るまちづくり意見公募手続の実 施結果について
令和6（2024）年 2月13日	君津市環境審議会	第3次君津市環境基本計画（案）に ついて（諮問）

3 君津市環境審議会 委員名簿

資料表3-1 君津市環境審議会委員
【第3次君津市環境基本計画（案）答申時（令和6（2024）年2月13日）】

氏名（敬称略）	選任区分	備考
山口 仁	1号委員（学識経験者）	副会長
鈴木 喜計	//	
堀内 和親	//	
三浦 道雄	2号委員（市議会議員）	
保坂 好一	//	会長
石上 壘	//	
天笠 等	//	
大和 ヒロシ	//	
中野 勝	3号委員（事業者の代表者）	
北川 竜司	//	
天笠 寛	//	
石井 信幸	4号委員（市民の代表者）	
館本 良司	//	
茅野 雅義	//	
藤田 一哉	//	

4 君津市環境審議会 諮問書・答申書

君環保第989号
令和6年2月13日

君津市環境審議会
会長 保坂好一様

君津市長 石井宏子



第3次君津市環境基本計画（案）について（諮問）

君津市環境保全条例第8条第3項の規定により、第3次君津市環境基本計画（案）について、貴審議会に諮問します。

君 環 境 審 第 7 号
令和6年2月13日

君津市長 石 井 宏 子 様

君津市環境審議会
会長 保 坂 好



第3次君津市環境基本計画（案）について（答申）

令和6年2月13日付け君環保第989号で諮問のあった、第3次君津市環境基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、妥当であると認めます。

なお、豊かな水と自然に恵まれ、様々な動植物が生息・生育する本市の環境は、将来に引き継がなければならないかけがえのない貴重な財産です。本計画のめざす環境像「清らかな 水と緑が つむぐ 環境グリーン都市 きみつ」を実現するため、5つの基本方針に沿って市民や事業者等と連携しながら施策を展開し、着実に推進するように要望します。

5 君津市環境保全条例（抜粋）

平成15年3月28日

条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めるとともに、生活環境の保全等に関する市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、君津市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ君津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境審議会の設置)

第51条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、環境の保全に関し基本的な事項を調査審議し、市長に答申、建議等をするため、君津市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第52条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、環境の保全に関し見識を有する次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 事業者の代表者
- (4) 市民の代表者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。